

---

# 堺市災害時受援計画

---

平成30年2月  
堺市

## 目次

I 総論.....	3
1 本計画の趣旨 .....	3
2 本計画の位置付け .....	5
3 国・関西広域連合・大阪府・指定都市市長会・堺市の動向 .....	5
4 本市の基本情報 .....	7
5 本計画の受援対象団体 .....	10
6 本計画の適用・対象期間 .....	14
7 受援体制 .....	15
II 応援受入れの手順と流れ.....	18
1 受援に必要な場所等の確保 .....	18
2 受援活動に必要な資機材等の確保 .....	18
3 応援者の受入手順 .....	19
4 ボランティアの受入れ .....	28
III 受援対象業務.....	30
IV 【別冊】受援対象業務シート.....	32
V 受援力向上のための取組.....	34
1 受援対象業務シートの管理 .....	34
2 本計画のマネジメント・サイクルによる見直し .....	34
3 受入体制の充実（改善計画） .....	35
4 災害時の協定の実効性強化 .....	35
5 受援に係る訓練の実施 .....	35
VI 様式.....	36
VII 資料編.....	42

# Ⅰ 総論

---

## 1 本計画の趣旨

大規模災害時には、短時間に膨大な業務が発生し、迅速で適切な業務執行が求められる。災害対策業務と中断することのできない通常業務を同時に遂行するには、初期段階だけでなく長期的にも人員が不足する。

また、東日本大震災による教訓から、応援要請を待たないプッシュ型の支援が有効とされるとともに、それまで他都市からの応援は人命救助等の「応急措置」に限られていたものを、「避難所運営」や「り災証明書の交付事務」を含む「災害応急対策」にまで拡大され、災害対策基本法の改正を含め市民生活の復旧復興を支援する体制の確立が図られた。

平成28年に発災した熊本地震では、避難所運営やり災証明書の交付事務への応援を中心に、熊本県全体で一日あたり1000人を超える職員が派遣された。

一方、大規模災害時の応援職員等を確保するため、総務省を筆頭に全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会や関西広域連合が中心となって、全国規模の応援派遣調整等に関する制度構築が進められている。

また、ボランティア活動に関しては、阪神淡路大震災以降に注目され、熊本地震では行政とボランティア団体が連携を取りながら効率的に対応を進めたことから、現在、全国NPO団体等が災害時の連携強化の取組を進めている。

このような状況を踏まえ、本市が大規模災害で被災した場合に、迅速な応援要請と円滑な調整・受入れを行い、効果的に災害業務を遂行するため、本計画を策定する。

なお、本計画は地震による災害発生を想定した本市業務継続計画の実行体制を確保するための計画であるが、風水害等その他の災害にも準用することとする。

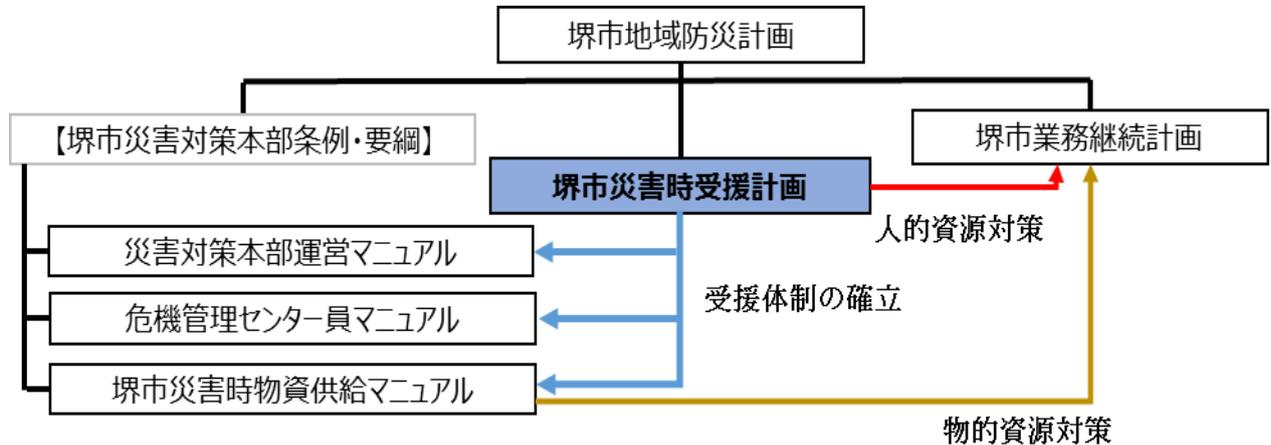
## 【用語集】

用語	意味
大規模災害	南海トラフ地震による災害など、激甚な被害をもたらす災害
災害対策基本法	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的に定められた法律
非常時優先業務	堺市業務継続計画で定めた、大規模災害発生時に優先的に実施する業務。災害対策業務と優先通常業務の2つに大別される。
優先通常業務	堺市業務継続計画で定めた、大規模災害発生時に優先的に実施する通常業務
受援対象業務	応援者に支援してもらう業務
受援対象業務シート	受援対象業務の内容、応援要請及び体制に関する情報、活動体制などをあらかじめ整理・作成したシート
専門職種職員	建築技師、土木技師、保健師、スクールカウンセラーなどの資格を有する職員
応援者	他自治体や民間事業者等から応援に来た職員・社員等
応援団体	応援者の派遣元の団体
リエゾン	リエゾン・オフィサーの略。本市との連絡のために派遣されてきた国等からの職員。災害対策現地情報連絡員
滞在场所	応援者が本市において活動する際に寝泊まりする場所
活動拠点	救出救助等にあたる応援隊の集結・駐屯する場所
集結場所	応援者の集合場所
執務スペース	応援者が活動する場所（本庁舎、区役所の各課執務室等）
一般ボランティア	市職員等の指揮の下、応急対策活動を行うボランティア（特定の知識等は有さない）
専門ボランティア	保健師や介護福祉士、看護師、臨床心理士等の資格や高度な知識を有する専門家によるボランティア
災害ボランティアセンター	社会福祉法人堺市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター。「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき運用。
中間支援組織	市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立されたNPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織。
堺市初動対応マニュアル	大規模災害時、初動段階から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市及び関係機関が連携して、被害を最小限度にとどめる応急対策を迅速・適切に実施できるよう具体的な実施手順について定めたマニュアル。
堺市物資供給マニュアル	大規模災害時、継続的に円滑に物資を供給するため、関係機関への支援要請や物資配送拠点の設置・運営等について具体的な手順を示したマニュアル。
災害対策本部運営マニュアル	大規模災害時、災害対策本部が設置されたときの組織体制や初動対応項目の実施要領などについて定めたマニュアル

## 2 本計画の位置付け

本計画は、堺市地域防災計画の下位計画として位置づけるとともに、本市業務継続計画に定めている非常時優先業務を実施する際に不足する人員を確保するための計画として位置付ける。

図表 I-1 本計画の位置付け



## 3 国・関西広域連合・大阪府・指定都市市長会・堺市の動向

大規模災害発生時における受援体制の構築や具体的な受入手順の整備の重要性については、東日本大震災以降、国の他関係団体等でも認識し、必要な対策をとってきた。

ここでは、本計画策定の上位計画又は関連計画となる国、関西広域連合、大阪府、指定都市市長会、本市の動向を整理する。

### (1) 国の動向

時期	取組内容
平成26年3月	南海トラフ地震対策推進基本計画（中央防災会議）を策定・公表（国及び地方公共団体の受援計画について言及）
平成27年3月	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動における計画（中央防災会議）を策定・公表
平成28年12月	熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策のあり方について（報告）を公表
平成29年3月	地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）を策定・公表 ・平成28年4月の熊本地震にて表面化した受援体制の必要性を受け、被災市町村は受援担当を設置するべきであると明示
平成29年4月	大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援者の派遣の在り方に関する実務検討会（総務省） 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」を策定予定 災害マネジメント総括支援員要綱の策定予定

## (2) 大阪府の動向

時期	取組内容
平成27年2月	大阪府庁業務継続計画 地震災害編を改定
平成28年2月	広域的支援部隊受入計画（第5版）を改定
平成29年2月	大阪府庁業務継続計画 地震災害編を一部改定

## (3) 堺市の動向

時期	取組内容
平成25年3月	堺市業務継続計画【地震災害編】を策定
平成26年3月	堺市業務継続計画【地震災害編】を改定
平成27年3月	堺市業務継続計画【地震津波災害編】を策定
平成27年3月	堺市災害時物資供給マニュアルを策定
平成29年3月	堺市災害対策本部運営マニュアルを改定

## (4) 関西広域連合の動向

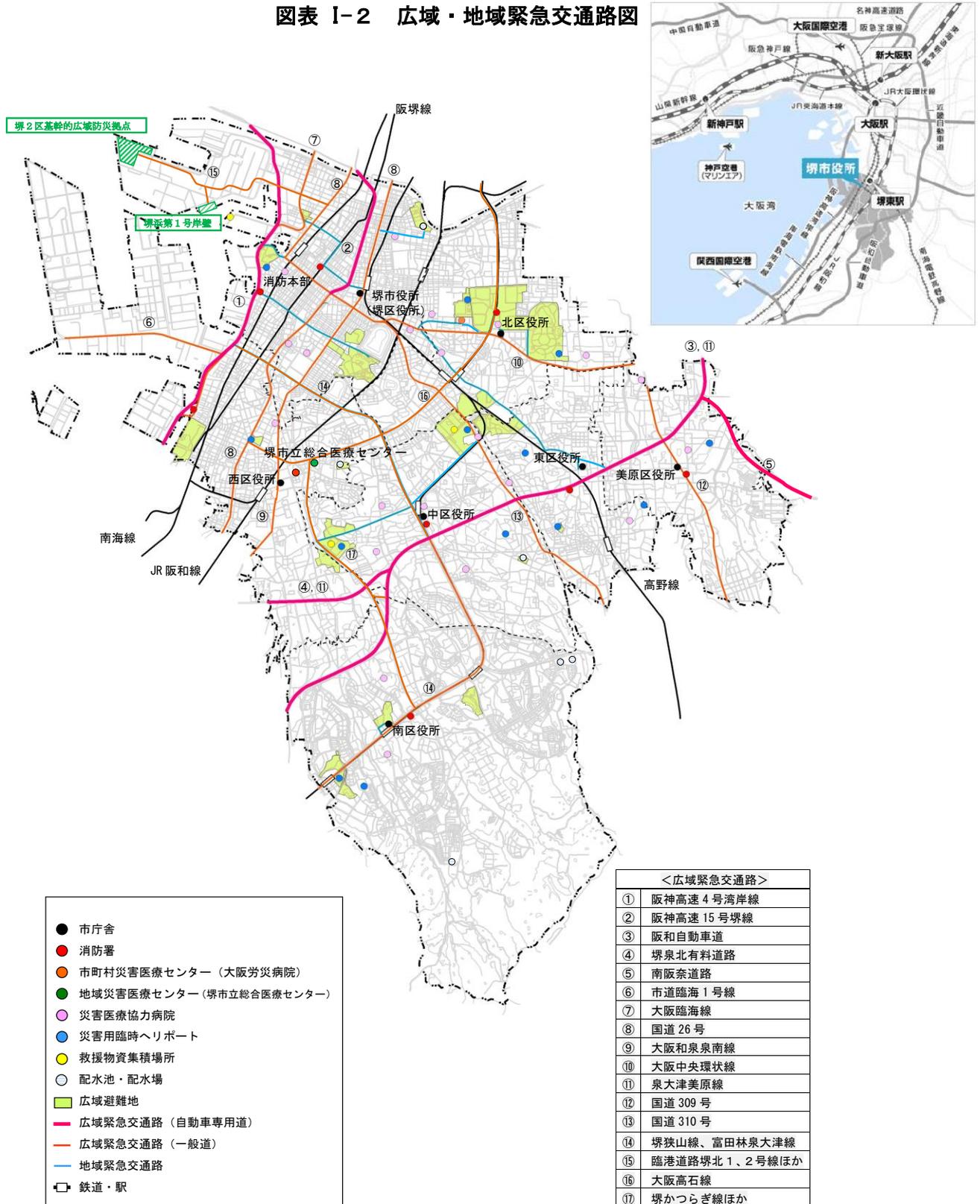
時期	取組内容
平成24年3月	関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）を策定 全国初の広域にわたる防災・減災プラン 「受援」の在り方に踏み込んだプラン
平成25年3月	関西広域応援・受援実施要綱を策定
平成26年3月	関西防災・減災プラン（風水害対策編）を策定
平成29年3月	関西広域防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）を改定
平成29年11月	関西広域防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）を改定

## (5) 指定都市市長会の動向

時期	取組内容
平成25年12月	広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画を策定
平成27年 1月	広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画実施モデルを策定
平成29年 4月	広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画を改定
平成29年 4月	広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画実施モデルを改定

## 4 本市の基本情報

図表 I-2 広域・地域緊急交通路図



図表 I-3 主な防災拠点と場所、連絡先

拠点名	所在地	電話	F A X
危機管理センター (危機管理室内)	堺区南瓦町3-1 (堺市役所本館3階)	072-228-7605	072-222-7339
対策部			
総務対策部	堺区南瓦町3-1 (堺市役所本館5階)	072-227-7010	072-222-0536
財政対策部	堺区南瓦町3-1 (堺市役所本館4階)	072-228-7191	072-228-7856
環境対策部	堺区南瓦町3-1 (堺市役所高層館5階)	072-228-3982	072-228-7063
健康福祉対策部	堺区南瓦町3-1 (堺市役所本館7階)	072-228-7212	072-228-7853
子ども青少年対策部	堺区南瓦町3-1 (堺市役所高層館8階)	072-228-7104	072-228-7106
産業振興対策部	堺区南瓦町3-1 (堺市役所高層館7階)	072-228-7414	072-228-8816
建築都市対策部	堺区南瓦町3-1 (堺市役所高層館16階)	072-228-7422	072-228-8468
建設対策部	堺区南瓦町3-1 (堺市役所高層館18階)	072-228-7415	072-228-3964
消防対策部	堺区大浜南町3丁2-5	072-238-0119	072-223-6938
上下水道対策部	北区百舌鳥梅北町1丁 39-2	072-250-9025	072-250-6600
教育対策部	堺区南瓦町3-1 (堺市役所高層館10階)	072-228-7435	072-228-7890
会計対策部	堺区南瓦町3-1 (堺市役所本館1階)	072-228-7878	072-228-7845
区災害対策本部			
堺区災害対策本部 (堺区役所企画総務課内)	堺区南瓦町3-1 (堺市役所本館3階)	072-228-7403	072-228-7844
中区災害対策本部 (中区役所企画総務課内)	中区深井沢町2470-7 (中区役所3階)	072-270-8181	072-270-8101
東区災害対策本部 (東区役所企画総務課内)	東区日置荘原寺町195-1 (東区役所3階)	072-287-8100	072-287-8113
西区災害対策本部 (西区役所企画総務課内)	西区鳳東町6丁600 (西区役所4階)	072-275-1901	072-275-1915
南区災害対策本部 (南区役所企画総務課内)	南区桃山台1丁1-1 (南区役所3階)	072-290-1800	072-290-1814

北区災害対策本部 (北区役所企画総務課内)	北区新金岡町5丁1-4 (北区役所2階)	072-258-6706	072-258-6817
美原区災害対策本部 (美原区役所企画総務課 内)	美原区黒山167-1 (美原区役所4階)	072-363-9311	072-362-7532
市内地域災害医療センター			
堺市総合医療センター	西区家原寺町1丁1-1	072-272-1199	072-272-9911

## 5 本計画の受援対象団体

### (1) 応援要請先団体

本計画が対象とする応援要請先団体は次のとおりである。

図表 I-4 応援要請先団体と応援内容

応援要請先団体	応援内容
国	<b>【国】</b> 緊急消防援助隊【消防庁】 警察災害派遣隊【警察庁】 災害派遣部隊【自衛隊】 災害マネジメント総括支援員【総務省】 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）【国土交通省】 応急危険度判定士の派遣【国土交通省】 救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）【厚生労働省】 災害派遣精神医療チーム（DPAT）【厚生労働省】 保健師等の派遣【厚生労働省】 災害廃棄物処理支援ネットワークD. Waste-Net【環境省】 学校の再開支援【文部科学省】 文化財調査官の派遣【文部科学省】
関西広域連合	関西広域応援・受援実施要綱に基づく広域連合構成団体からの応援
大阪府	都道府県間相互の応援協定に基づく応援
その他都道府県	大阪府警
市町村	本市と応援協定を締結している市町村からの応援
全国自治体間	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援 全国市長会・全国町村会の調整による応援 指定都市市長会の調整による応援
民間事業者	本市と応援協定を締結している民間企業等からの応援
その他	国を通じた海外からの支援 事前に協定を結んでいない自主的な応援（ボランティア等）

## (2) 応援要請の根拠

これらの応援要請の根拠としては、災害対策基本法に基づくものと、相互応援協定に基づくものがある。

根拠	概要
災害対策基本法	<p>災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。            応援期間は短期間であり、応援者は身分の異動を伴わない。            なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、            応援を拒んではならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害対策基本法に基づく市町村長等の間（67条）、市町村長等と都道府県知事等の間（68条）、都道府県知事等の間（74条）の応援</p> </div>
相互応援協定	<p>地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。            応援期間は基本的に短期間であり、応援者は身分の異動を伴わない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等</p> </div>

なお、被害規模が大きく、復興の取組に至るまで対応が長期化する場合は、地方自治法に基づく職員派遣となるが、これは本計画の対象外とする。

根拠	概要
地方自治法	<p>地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。            復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として東日本大震災及び熊本地震においても実施された。            派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方自治法第252条の17 第1項</p> </div>

### (3) 全国的な応援体制の確立に向けた動き

総務省では、大規模災害発生時に、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである被災市区町村応援職員確保システムについて定めている。その概要を示した図を次ページに示す。

#### 「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）について

熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、平成29年6月、報告書を取りまとめ総務省に提言を行った。

この報告書をふまえ、総務省は、被災市区町村を支援する仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」を定めた。

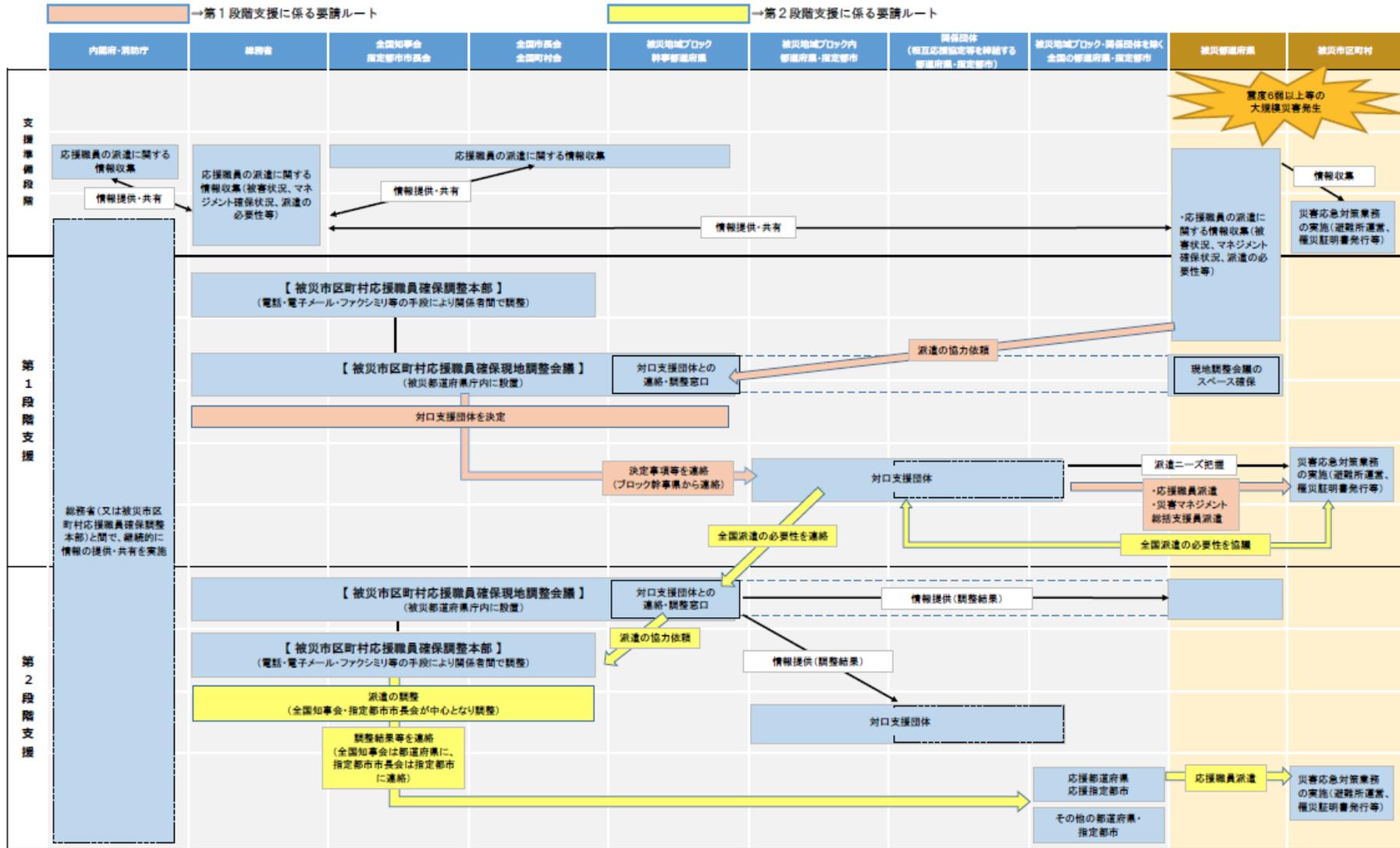
#### 【被災市区町村応援職員確保システムの概要】

当該システムが導入された場合、国においては被災市区町村応援職員確保調整本部が設置され、被災都道府県には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、その中で、被災市区町村ごとに一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われることとなっている。

（ポイント）

- ・一般事務職の応援職員の派遣を対象とするシステムである。
- ・対口支援団体は、発災した翌々日までに決定。
- ・対口支援団体は、被災地域ブロックの都道府県を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県からも選定し決定。
- ・被災市町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県が区域内の市町村とともに一体的な支援を行う。
- ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市町村を一対一で支援する。
- ・対口支援団体には、被災市町村長の災害マネジメントを総括的に支援する役割も期待する。
- ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国の地方公共団体による応援職員の派遣により補完的に対応する。

図表 I-5 被災市区町村応援職員確保システム 【役割別フロー】



(資料) 大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の在り方に関する実務検討会

## 6 本計画の適用・対象期間

本計画は、堺市災害対策本部を設置する場合に適用される。他都市からの職員等の応援が必要と判明したときに、本計画に基づき受援を開始する。

### 堺市災害対策本部設置基準

- ア 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき
- イ 大阪府に大津波警報及び津波警報が発表されたとき
- ウ 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき
- エ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき
- オ その他市長が必要と認めたとき

本計画の対象期間は、発災後1か月を基本とする。

なお、さらに中長期の受援が必要な場合には、災害対策基本法67条又は68条、74条に基づく受援から地方自治法252条の17第1項に基づく受援に順次移行していく。

## 7 受援体制

### (1) 受援を担当する組織・担当者の設置

#### ① 受援体制の全体像

各応援団体からの応援を円滑に受け入れるため、災害対策本部危機管理センター対策班に「受援チーム」を設置する。

また、各対策部及び区対策本部に局区内の調整及び受援チームとの調整を行う「対策部・区対策本部総務担当（以下、「対策部等総務担当」という。）」を置き、受援業務の所管課に「受援担当」を置く。

#### 受援チーム

- ・全庁的な調整を行う。
- ・広域応援協定及び自治体間応援協定に基づく受援の受入窓口となる。

#### 【図表 I-6 パターンA】

- ・堺市社会福祉協議会内ボランティアセンターと連携して、一般ボランティアの受入れ及び被災者等への派遣を行う。

#### 対策部等総務担当

- ・局区内及び受援チームとの連絡・調整を行う。
- ・専門職種職員等の受援や、各局区が所管する災害時協力協定等に基づく応援職員等の受入窓口となる。【図表 I-6 パターンB】

#### 各課受援担当

- ・指揮命令者及び受援担当者を設置し、応援者を受入れ、受援業務を指揮する。

#### ② 受援チームの体制

受援チームに、統括する職員1名、行政機関等との調整を担当する職員2名、庁内の調整等を担当する職員2名を、それぞれ置く。

#### 【受援チームの役割・機能】

担当	役割・機能
受援統括者 (1名)	<input type="checkbox"/> 受援チームの統括
渉外担当職員 (2名)	<input type="checkbox"/> 行政機関の受付及び行政機関等への応援要請等の総括 <input type="checkbox"/> 関係機関のリエゾンとの調整 <input type="checkbox"/> 応援者への支援、情報共有 <input type="checkbox"/> 滞在場所の確保（応援団体自らの確保が難しい場合）
庁内調整担当職員 (2名)	<input type="checkbox"/> 庁内調整・調整会議の開催 <input type="checkbox"/> 受援に関する状況把握・まとめ <input type="checkbox"/> 人的資源の調達・管理

※人数は目安であり、必要に応じて危機管理センター又は人事課に応援を依頼する。

### ③ 応援を受入れる各局区の受援体制

対策部等総務担当に、局区内の応援要請の集約・整理及び調整を行う担当者を置く。  
各課受援担当には、応援者に対する指揮命令者及び受援担当者を置く。

#### 【各課受援担当の受援体制】

担当	役割・機能
指揮命令者	各応援団体から派遣された行政職員や民間企業社員などの応援者に対して、業務に関する指揮命令を行う者。原則、課長級職員又は課長補佐級職員（災害発生時に指揮命令者になる者）を充てる。
受援担当者	応援者の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う実務責任者。受援対象業務ごとに受援担当者を定める。原則、課長補佐級又は係長級職員を充てる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【受援担当者の業務】</p><ul style="list-style-type: none"><li>・ 応援者との連絡調整</li><li>・ 業務実施に必要な資源（資機材、執務スペース、業務マニュアルなどの業務内容・手順がわかるものなど）の確保（以下の役割は、対策部等総務担当を通じて行う。）</li><li>・ 受援チームへの応援要請</li><li>・ 受援チームへの状況に関する報告</li><li>・ 受援チームへの応援者撤退に関する報告</li></ul></div>

※指揮命令者と受援担当者は同一級としない。

※指揮命令者及び受援担当者が発災時に不在であることが想定されるので、あらかじめ代替者を設定する

### ④ ボランティアの受入窓口

受援チームは、災害ボランティアセンターを運営する堺市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う。

#### (2) 費用負担

協定に基づく応援の場合、応援者の旅費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等は、概ね応援自治体が負担することとされており、詳細はそれぞれの協定による。

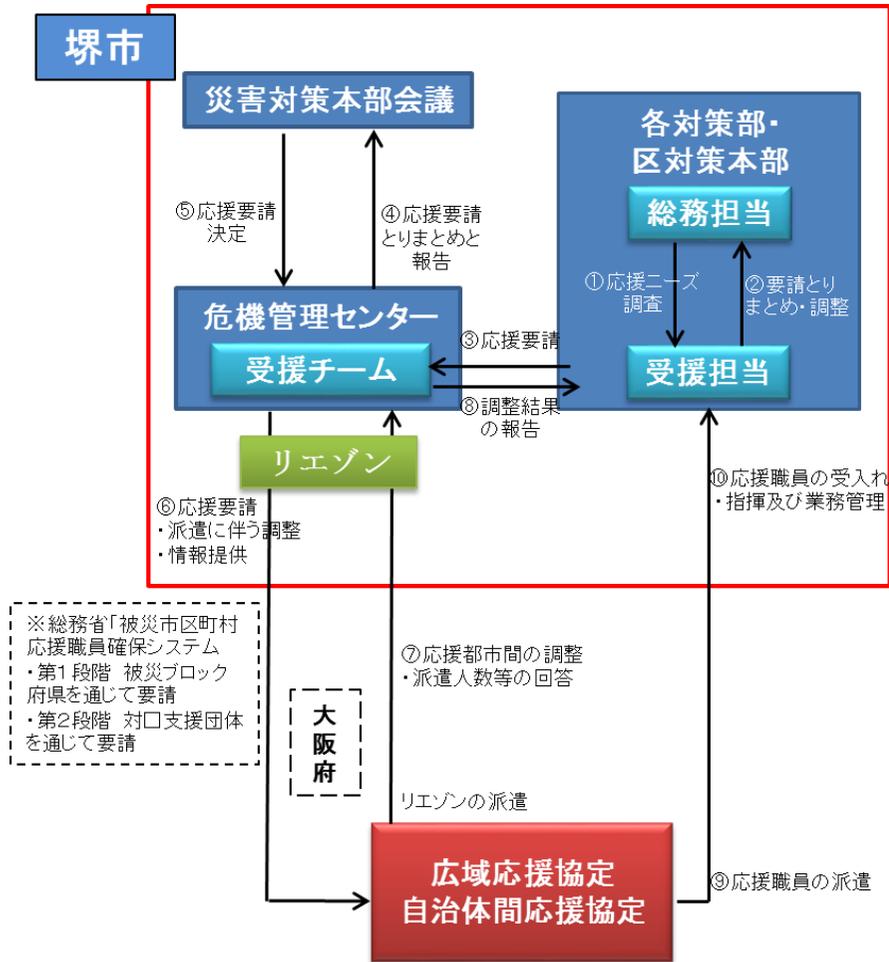
協定等に基づかない自主的な応援の場合、応援に要する費用は、それぞれの応援自治体が負担する。ただし、災害救助法が適用される場合、災害救助法対象の支援費用は大阪府が支弁する。

また、応援活動中の公務災害への補償や、応援者が事故を起こした場合の相手方への賠償は、応援自治体が負担する。ただし、地方自治法に基づく中長期の応援（移動を伴う応援）については、本市が負担する。

図表 I-6 受援体制及び応援要請手続の流れ

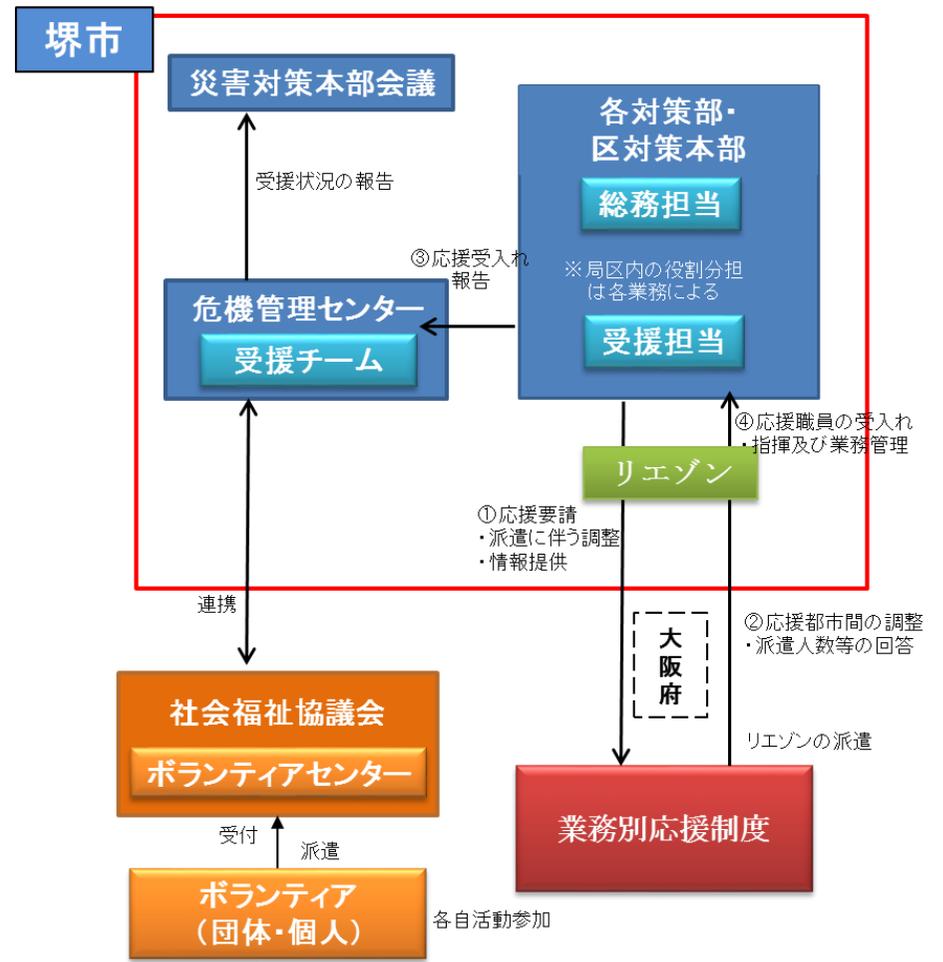
【パターンA】

広域応援協定・自治体間応援協定に基づく応援・受援体制



【パターンB】

業務別応援制度による応援・受援体制、ボランティアセンターとの連携



## Ⅱ 応援受入れの手順と流れ

### 1 応援に必要な場所等の確保

#### ① 応援に必要な滞在場所の確保

- ・ 応援者の滞在場所については、応援団体が確保することを原則とする。
- ・ 応援団体が確保できない場合、各局区で応援対象業務シートによって整理した「執務スペース」を併用し、応援団体等に寝袋等の持参を要請する。
- ・ それでもなお、滞在場所が確保できず又は不足する場合は、各対策部等総務担当から応援チームに申し出、応援チームが市施設等の状況を勘案して、会館・会議室などの空きスペースの情報を提供する。
- ・ なお、応援期間が本計画の対象期間を超え、中長期の滞在看込まれる場合は、応援チームにおいて、公共施設や民間宿泊施設等の借上げや堺ホテル協会との協定の活用によって、滞在場所を確保し、施設の情報を各局区に提供する。

#### ② 執務スペースの確保

各局区で「応援対象業務シート」によって整理した「執務スペース（主な活動場所）」を各課応援担当が所管施設を活用して確保する。

#### ③ 自衛隊、緊急消防援助隊、警察などの活動拠点

大阪府広域的支援部隊受入計画において、自衛隊、緊急消防援助隊、警察などの広域的活動部隊の活動拠点候補地が指定されており、市内において、自衛隊の陸上部隊の候補地に大泉緑地、海上部隊の候補地に堺浜1号岸壁が指定されている。

### 2 応援活動に必要な資機材等の確保

災害時には、食料や燃料などが不足し、応援者に対して必要な物資の提供ができないことが想定される。このため応援者に、下記を参考に必要な物資等の持参することを呼びかけることとする。

#### ① 応援者の食料等の確保

応援者の食料等については、応援団体が自ら確保することを原則とする。

しかし、派遣期間の長短により応援団体による確保が困難な場合は、各課応援担当が必要数等を取りまとめて、災害対策本部危機管理センター対策班「物資供給チーム」に要請して調達する。

#### ② 業務遂行に必要な資機材の確保

業務に必要な資機材は、原則、各課応援担当で準備する。ただし、自動車や特殊な業務

に係る資機材は、不足等の状況に応じて、応援者に持参するよう要請する。

### ③ そのほか、応援者に持参することを呼びかける物資

各課受援担当は、応援団体との事前調整において、応援を実施するために持参が必要な物資等の情報を提供するものとする。

#### 【想定する持参要請物資】

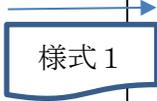
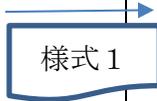
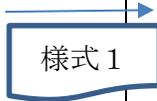
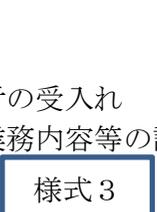
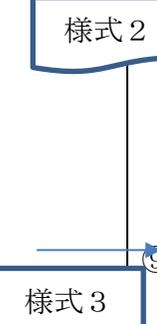
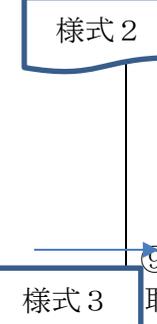
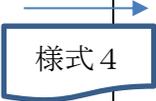
- ・食料、飲料
- ・寝袋、毛布、キャンプマット
- ・簡易トイレ
- ・車両（燃料含む） ※車を必要とする業務の場合
- ・パソコンおよび通信機器
- ・地図
- ・ヘルメット

## 3 応援者の受入手順

受援対象業務の手順を示すとともに、対策部等総務担当、各課受援担当、及び災害本部受援チームの役割分担を明確化する。

次ページに広域応援協定・自治体間応援協定に基づく受援（P17【図表 I-6 パターンA】）の全体の流れを示す。

図表 II-1 広域応援協定・自治体間応援協定に基づく受援の受入手順及び役割分担 (丸番号は次ページ以降のタイトル番号に対応)

各課受援担当	対策部等総務担当	受援チーム	応援団体等
① 応援要請の可否の判断 対策部等総務担当へ連絡 	② 局区内の応援要請とりまとめ 局区内での調整、応援要請の要 求 	③ 庁内の応援要請のとりまとめ 庁内調整・調整会議の開催 ④ 応援要請の決定 ⑤ 応援要請の実施 応援団体への伝達 	応援派遣職員の調整・回答 応援派遣に向けた準備 
⑦ 応援者の受入準備 ⑧ 応援者の受入れ 受付、業務内容等の説明 名簿 	⑥ 応援要請結果の伝達 ⑨ 応援者の受入報告 ⑨ 応援者の受入報告 	⑥ 応援要請結果の伝達 ⑨ 応援者の受入報告 ⑨ 応援者の受入報告 取りまとめ、災害対策本部会議へ報 告 	
⑩ 受援対象業務の終了、受援不要の 見込みを対策部等総務担当へ報 告 	⑩ 受援終了の見込みを受援チーム に報告。 	⑩ 受援終了の見込み報告を受け、応 援団体等に情報伝達 災害対策本部会議へ報告 	応援派遣の終了

## (1) 応援要請から受入れまでの流れ

---

### ① 応援要請の可否の判断

各課受援担当は、非常時優先業務の実施にあたって、各局区内の職員参集状況等を鑑み、人員が不足する場合は、応援要請を「様式1」にとりまとめ、対策部等総務担当に提出する。



### ② 局区内の応援要請とりまとめ

対策部等総務担当は、各課受援担当からの応援要請をとりまとめる。とりまとめ後、局区内の職員での調整の可能性、他自治体への応援要請の可否（受入れ後の活動スペース等）等を判断し、他自治体への応援要請を「様式1」にとりまとめ受援チームに要請する。



### ③ 庁内の応援要請のとりまとめ

受援チームは、各局区からの要請を取りまとめ、職員の参集状況の集計、部局間の人員のばらつきの解消、被害の大きい地域に職員を集中して動員するなどの調整を実施する。



### ④ 応援要請の決定

調整の結果、なお人員が不足する場合は、受援チームが P30「Ⅲ 受援対象業務 1受援対象業務 (1)受援対象とする業務」を中心に応援要請の決定をする。



### ⑤ 応援要請の実施

受援チームは、応援要請を決定した場合は、あらかじめ作成している「受援対象業務シート」に基づき、応援団体に電話等で要請し、その後、「様式2」を提出する。

また、応援団体に対して、滞在場所の確保、飲料水、食料、その他業務遂行に必要な資機材の持参を要請する。



### ⑥ 応援要請結果の伝達

受援チームは、応援団体への応援要請・調整結果を対策部等総務担当に伝達する。その際、対策部等総務担当から受領した「様式2」を活用して伝達する。

対策部等総務担当は、受援チームからの伝達を受け、局区内での応援者の要請・調整結果を受領した「様式2」を活用して各課受援担当に伝達する。その際、応援者の人数や到着時期、集合場所、携行品等についても、事前に把握・整理する。

各課受援担当は、対策部等総務担当からの連絡を受け、受入れの準備に着手する。



### ⑦ 応援者の受入準備

各課受援担当は、他自治体からの応援者を円滑に受け入れるため、次の準備を行う。

#### a) 必要な資機材

業務に必要な資機材は、原則、各課受援担当で準備する。ただし、自動車や特殊な業務に係る資機材は、不足が想定されるため応援者に持参するよう要請する。

#### b) 執務スペース、活動拠点

応援者の執務スペース及び活動拠点を各課受援担当で準備する。可能な限り当該課内で確保できるように調整し、やむを得ない場合は対策部等総務担当で調整する。

#### c) 業務内容・手順等の整理

各課受援担当は、応援者に要請する業務内容・手順等を整理しておく。業務マニュアル等を作成している場合は、応援者に配布することができるよう準備しておく。

#### d) 滞在場所、食料等

必要に応じて、応援者の滞在場所、食料等を確保する。



### ⑧ 応援者の受入れ

#### a) 受付

各課受援担当は、応援者の受付を行う際に、応援者の団体名や氏名、活動期間、滞  
在場所を明記した様式3を作成する。作成後、対策部等総務担当及び受援チームに写  
しを提出し、原本は各課受援担当で保管する。

#### b) 業務内容等の説明

各課受援担当は、応援者が行う業務の内容や手順について、必ず業務開始前に応援  
者に対して説明を行う。



### ⑨ 応援者の受入れの報告

応援者を受け入れた後、受援状況を受援チームに報告する。受援チームは、全庁  
の受援状況を取りまとめて災害対策本部会議に様式3により報告する。



### ⑩ 受入終了の報告

応援者の受入れを終了する場合は、各課受援担当は、様式4により対策部等総務担  
当を通じて受援チームに報告する。

## (2) 上記と異なる流れによる受援について

---

### ① 外部からの応援の申し出（プッシュ型）への対応

本市の応援要請及び協定締結に基づかない外部から応援の申し出（プッシュ型）につい  
ては、申し出先の団体との連絡調整や受援の判断等は、受援チームが応援申し出団体との  
連絡・調整を行い、当該申し出のあった業務を所管する対策部等総務担当及び所管課に通  
知し、所管課が受入れを決定する。

専門職種職員などのプッシュ型の申し出については、各課受援担当に直接応援の申し出があった場合は、各課受援担当又は対策部等総務担当が受援の判断を行い、受援チームに報告する。

なお、申し出に基づいて応援を受け入れた場合においても、本市から応援要請した場合と同様の手順で、受援対象業務を行う。

## ② 受援チームを介さずに応援要請するケース

各局区が所管する災害時協力協定等に基づき、受援チームを介さずに協定締結先等へ受援を要請した場合は、対策部等総務担当は速やかに受援チームに、**様式4**を使って報告する。なお、応援団体とのルールであらかじめ定められた様式がある場合は、その様式を用いて報告してもよい。

### 【主なケース】

- ・ 専門職種職員の応援要請
- ・ 各部署が関係機関や企業等と協定を締結している場合やルールを策定している場合
- ・ 各部署に直接応援の申し出があった場合
- ・ 各区災害対策本部が各区災害ボランティアセンターと直接調整を行った場合
- ・ 各部署が、やむを得ない緊急の状況にある場合

(例)

医療・保健業務、消防、上下水道事業、土木関係応急対策業務、廃棄物（ごみ）処理、教育等

次ページに、本ケースにあたる業務別応援制度による受援（P17【図表 I-6 パターンB】）の全体の流れを示す。

図表II-2 受援チームを介さずに応援要請をするケース（業務別応援制度による受援）の受入手順及び役割分担

（丸番号は次ページ以降のタイトル番号に対応）

各課受援担当	対策部等総務担当	受援チーム	応援団体等
①応援要請の可否を判断 応援団体に要請  対策部等総務担当へ連絡	②局区内の応援要請とりまとめ	③各局区の応援要請のとりまとめ  災害対策本部会議へ報告	応援派遣職員の調整・回答 応援派遣に向けた準備
④応援者の受入準備  ⑤応援者の受入れ 受付、業務内容等の説明 名簿	⑥応援者の受入報告	⑥応援者の受入報告 取りまとめ、災害対策本部会議へ報告	
⑦受援対象業務の終了、受援不要の見込みを対策部等総務担当へ報告	⑦受援終了の見込みを受援チームに報告。	⑦受援終了の見込み報告を受け、応援団体等に情報伝達 災害対策本部会議へ報告	応援派遣の終了

### ① 応援要請の可否を判断

各課受援担当は、非常時優先業務の実施にあたって、各局区内の職員参集状況等を鑑み、人員が不足する場合で、要請する人員が、各局区が所管する災害時協力協定等に基づいて要請した方が適する場合などは、受援チームを介さずに、**様式2**または当該協定に定められた方法で、直接協定締結先等に応援を要請する。

また、協定締結先等から直接応援の申し出があった場合も、同様である。



### ② 局区内の応援要請とりまとめ

対策部等総務担当は、各課受援担当が直接応援要請したもの（先方からの申し出の場合も含む）を**様式4**にとりまとめる。

とりまとめ後、**様式4**を受援チームに提出（報告）する。



### ③ 庁内の応援要請のとりまとめ

受援チームは、各局区からの**様式4**を取りまとめ、災害対策本部会議に報告する。



### ④ 応援者の受入準備

各課受援担当は、他自治体からの応援者を円滑に受入れるための準備を行う。準備は、21ページの「⑦ 応援者の受入準備」に示した手順に準ずる。



### ⑤ 応援者の受入れ

各課受援担当が応援者の受入れを行う際の手順は、22ページの「⑧ 応援者の受入れ」に示した手順に準ずる。



### ⑥ 応援者の受入れの報告

応援者を受け入れた後、受援状況を受援チームに報告する。受援チームは各局区からの受入れの報告を取りまとめる。全庁の受援状況のとりまとめにあたっては、受援チームが調整したものとあわせて**様式3**を使い、災害対策本部会議に報告する。



### ⑦ 受入終了の報告

応援者の受入れを終了する場合は、各課受援担当は、**様式4**を使って、対策部等総務担当を通じて受援チームに報告する。

### (3) 受援による業務の実施

#### ① 大まかな1日の流れ

各課受援担当における大まかな流れは下記のとおりである。各業務に関する流れは、受援対象業務シートに記載する。

準備	その日の業務に必要な事前準備を行う
↓	
会議・打合せ	その日の業務概要と本市職員、応援者の役割分担、執行体制、分担地区などに関する情報共有を行う
↓	
活動	各担当の活動を実施する
↓	
1日の報告、 情報共有	その日の夕刻に、本市職員、応援者のその日の業務内容報告、明らかになった問題点等の共有などを行う
↓	
とりまとめ	業務の進捗状況や課題をとりまとめる
↓	
翌日作業設計	翌日に実施する作業設計を行う

#### ② 応援者への業務内容等の指示

各課受援担当は、原則として毎日、会議や打合せを実施し、応援者に対して業務内容の指示を行う。また、本市と応援者との間、もしくは各応援者どうしで、業務遂行等に必要な情報共有を行うものとする。

#### ③ 応援者の業務管理

各課受援担当は、応援者に業務日報を付けてもらい、その提出等により業務の実施状況を把握する。

また、業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、業務遂行体制の見直し、応援者の増員（減員）要請、業務分担の変更を検討する。受援チームを通じて応援を要請した応援団体との調整が必要な場合は、受援チームに調整を要請する。

受援チームは、各課受援担当から業務内容の変更等の報告・相談を受けた場合は、受援状況等を鑑み、必要な調整を行う。

#### ④ 応援者の交代・引継ぎの対応

各課受援担当は、応援者の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう応援者にあらかじめ説明する。実際の引継ぎにあたっては、応援者自身に様式5を作成してもらい、各課受援担当の確認の後、後任者に引継ぎ作業をしてもらう。引継ぎの際には、必要に応じて各課受援担当も立ち会う。

#### ⑤ 業務実施状況の報告

各課受援担当は、応援者による業務の実施状況について、受援チームに様式3の名簿により報告する。

受援チームは、市全体の受援状況について様式2を援用しながら取りまとめ、本部会議に報告する。

#### ⑥ 応援要請状況の災害対策本部会議への報告

受援チームは、各課受援担当からの報告を取りまとめ、応援要請の実施状況等について、災害対策本部会議に報告する。

### (4) 受援の終了

---

各課受援担当は、受援対象業務の終了、又は、必要人員の充足などにより受援が不要となる見込みとなった場合は、受援終了を判断・決定し、受援チームに連絡する。

受援チームは、応援団体等に受援の終了を連絡する。

## 4 ボランティアの受入れ

### (1) ボランティアの受入れ

#### ① 想定されるボランティア

災害発生時に想定されるボランティアとしては、下表のものが考えられる。

図表 II-3 想定されるボランティア

ボランティアの種類	活動内容の例	受入窓口
【一般ボランティア】 ボランティアの受入窓口からの指示に従いボランティア活動を行う	・瓦礫撤去、家屋の清掃 ・物資の配布、輸送 ・炊き出し、食事の提供 ・避難所（在宅避難者を含む）の生活環境の改善 等	堺市社会福祉協議会
【専門ボランティア】 専門的な知識や資格を必要とするボランティア活動を行う	・医療 ・高齢者や障害者等の要配慮者支援 ・外国人等の支援 等	対策部等総務担当
【中間支援組織】 上記ボランティアの調整を行う団体	・ボランティア派遣、ボランティアセンター運営支援 ・団体間のコーディネート 等	受援チーム

#### ② 一般ボランティアの受入れ

一般ボランティアについては、受援チームが協定に基づき堺市社会福祉協議会に要請し、災害ボランティアセンターを開設する。

#### ③ 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティアについては、それぞれの専門知識が必要なことから、対策部等総務担当で受け入れ、業務は当該専門分野の各課受援担当で指示を行うこととする。

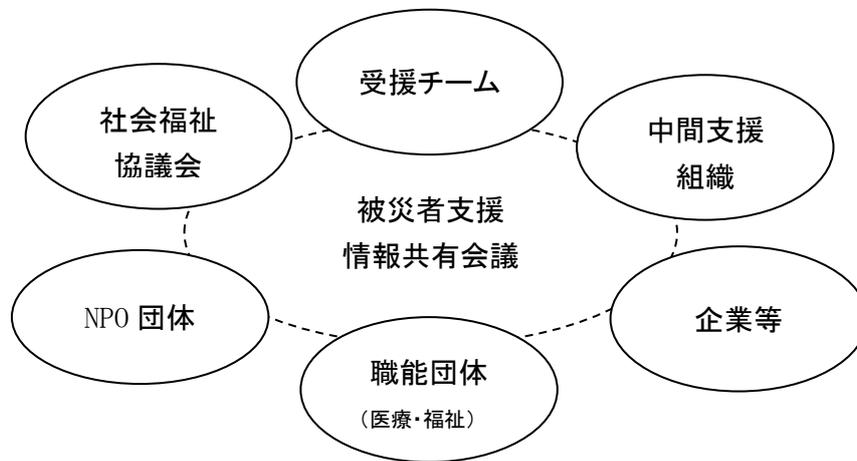
#### ④ 中間支援組織の受入れ

「中間支援組織」について受援チームは、被災者支援のためのボランティア団体等の情報共有・調整を行うため、中間支援団体と協力して、「（仮称）堺市被災者支援情報共有会議」を設置する。

※ 中間支援組織は、被災地における支援全体を見渡し、ボランティア団体間の情報共有・調整を行う機能、被災地外からの受入れなどを行う機能、被災地からの受入れなどを調整する機能を有し、発災後の被災者支援には、このようなネットワーク組織が必要である。

しかし、このような中間支援組織を発災後に発足させることは困難であり、今後、平時から中間支援組織の発足、発災時の情報共有方法及び各種団体間の調整方法等に関する取組を推進することとする。

**【イメージ図】**



### Ⅲ 受援対象業務

各局区が受援計画の対象とした業務について、各局区において「受援対象業務シート」を作成する。作成した「受援対象業務シート」は、各局区において保管するとともに、危機管理室に写しを提出するものとする。また、「受援対象業務シート」を変更した時も同様とする。作成した「受援対象業務シート」は別冊として編纂する。

#### (1) 受援対象とする業務

本市業務継続計画において非常時優先業務とされた業務のうち、どのような被害状況でも受援を必要とする基本的な業務であり、あらかじめ、要請手順を定めることにより、迅速・的確な災害対応が図られる業務とする。

図表 III-1 受援対象業務シートを作成する主な業務

番号	業務名	パターン	所管局区
1	DMA T【救護班・災害派遣医療チーム】活動	B	健康福祉局
2	DPA T【災害派遣精神医療チーム】活動	B	健康福祉局
3	緊急消防援助隊の活動	B	消防局
4	応急給水活動	B	上下水道局
5	TEC-FORCE【緊急災害対策派遣隊】による技術的支援	B	建設局
6	避難所運営業務	A	各区役所
7	避難者への健康支援および避難所の環境整備	B	健康福祉局
8	水道管漏水調査活動	B	上下水道局
9	物資供給拠点活動	A	危機管理室
10	被災建築物応急危険度判定業務	B	建築都市局
11	被災宅地危険度判定業務	B	建築都市局
12	り災証明書発行業務（受付・発行）	A	各区役所
13	り災証明書発行業務（家屋被害調査）	A	財政局
14	廃棄物（ごみ）収集運搬業務	B	環境局
15	廃棄物（し尿）収集運搬業務	B	環境局
16	下水道被害状況調査活動	B	上下水道局
17	学校における教育的支援業務	B	教育委員会事務局

※ 受援対象業務は、必要に応じて随時更新することとする。

※ 「パターン」はP17の図表「受援体制及び応援要請手続きの流れ」を参照。

## (2) 派遣要請時期のめやす

受援対象業務シートを作成する業務の派遣要請時期のめやすは、下記のとおりとする。

図表 III-2 受援対象業務の派遣要請時期及び受援期間のめやす

番号	業務名	災害発生				
		24時間	3日	1週間	2週間	1か月
		第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	第5ステージ
1	DMAT【救護班・災害派遣医療チーム】活動	○	→			
2	DPAT【災害派遣精神医療チーム】活動	○	→			
3	緊急消防援助隊の活動	○	→	→	→	
4	応急給水活動	○	→	→	→	→
5	TEC-FORCE【緊急災害対策派遣隊】による技術的支援	○	→	→	→	→
6	避難所運営業務	○	→	→	→	→
7	避難者への健康支援 および避難所の環境整備	○	→	→	→	→
8	水道管漏水調査活動	○	→	→	→	→
9	物資供給拠点活動	○	→	→	→	→
10	被災建築物 応急危険度判定業務		○	→	→	
11	被災宅地危険度判定業務		○	→	→	→
12	り災証明書発行業務 (受付・発行)		○	→	→	→
13	り災証明書発行業務 (家屋被害調査)		○	→	→	→
14	廃棄物（ごみ）収集運搬業務		○	→	→	→
15	廃棄物（し尿）収集運搬業務		○	→	→	→
16	下水道被害状況調査活動		○	→	→	→
17	学校における教育的支援業務				○	→

○・・・派遣要請時期

→・・・受援期間のめやす

## Ⅳ 【別冊】 受援対象業務シート

「受援対象業務シート」は以下のとおりとし、別冊として編纂する。

受援対象業務シート				業務番号	
局		部		課	
受援対象業務名称					
業務種別	災害対策業務／優先通常業務		開始局面	ステージ	
本業務の必要人数(応援要請時)					
業務マニュアル有無		→	内容		

### ■ 応援要請に関する情報

受援対象業務の内容 (事務分掌)	
要請する業務内容	

応援要請先	
協定の有無	<input type="checkbox"/> あり(協定名: ) <input type="checkbox"/> なし
協定締結連絡先	
求める資格	<input type="checkbox"/> あり(資格名: ) <input type="checkbox"/> なし
求める職種	<input type="checkbox"/> 行政職員 <input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他( )
受入にあたっての留意点	

### ■ 受援体制に関する情報

指揮命令者*		受援担当者*	
業務遂行体制	人員体制 (ポスト数・1 ポストあたりの内訳など)		
	勤務時間 (勤務シフト)		
集結場所		駐車場所	
受援終了連絡方法			
引継報告方法			

■ 活動体制(1日の流れ)

	堺市側	応援側
準備		
↓		
会議・打合せ		
↓		
主な活動		
↓		
1日の報告、情報共有		
↓		
とりまとめ		
↓		
翌日作業設計		

\* ■ 受援体制に関する情報 指揮命令者及び受援担当者欄

指揮命令者及び受援担当者が発災時に不在であることが想定されるので、あらかじめ代替者を設定してください

## V 受援力向上のための取組

### 1 受援対象業務シートの管理

受援対象業務シートについて、随時内容を見直し、維持・更新を図る。

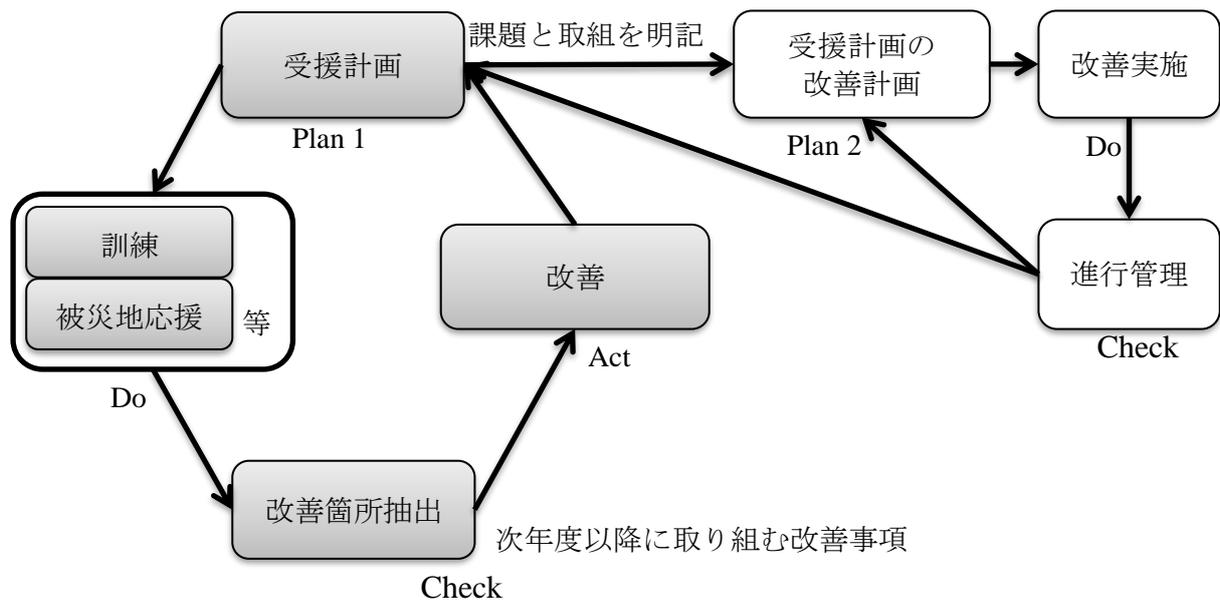
### 2 本計画のマネジメント・サイクルによる見直し

本計画の見直しにあたっては、2つのマネジメント・サイクルを回す。

一つ目のマネジメント・サイクルは、本計画をもとに、検証訓練等で判明した課題のほか、今後の他地域への応援実績や教訓などを参考に改善箇所を抽出し、計画書そのものを改善していくサイクルである。

2つ目のマネジメント・サイクルは、上述の「課題」としてとりまとめられたものに対する解決策の進行管理を行っていくサイクルである。これらの改善が実施されているのか、計画どおりの改善がなされているのかなどを点検・進行管理していく。

図表 V-1 計画見直しのための2つのマネジメント・サイクル (PDCAとPDC)



### 3 受入体制の充実（改善計画）

発災時に迅速かつ円滑に応援を受け入れるため、受入体制の充実に向けて、次の課題を解決していく。

課題	担当	目標年度
応援者の執務スペース等の検討・確保	各課受援担当	平成30年度
応援者の宿舎・野営地・駐車場の候補地の検討・確保	危機管理室	平成30年度
受援対象業務に必要な資料や資機材の整備	各課受援担当	平成30年度
受援対象業務のマニュアル整備	各課受援担当	平成30年度

### 4 災害時の協定の実効性強化

災害時応援協定を締結するだけでなく、より有効かつ円滑な運用を行う観点から、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の構築（連絡担当者の設定、電話不通を想定した連絡手段の確保等）について、協定締結先との調整・協議を継続して行う。

### 5 受援に係る訓練の実施

本計画をふまえた図上訓練又は在庁型訓練等を定期的の実施し、本市の受援力を維持・向上していく。

## VI 様式

---

様式1 各課の応援職員のニーズ

様式2 堺市の応援職員需要兼要請書兼回答書

様式3 応援職員等名簿

様式4 受援実施及び受援完了報告書

様式5 事務引継書

(堺市)

No. \_\_\_\_\_

### 様式1 各課の応援職員のニーズ

記入・提出日: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

- 各課受援担当⇒対策部等総務担当
- 対策部等総務担当⇒受援チーム

【ニーズ等】

局名

把握日時

(1) 応援職員の派遣の必要性

有 無

(2) 要請人数(見込み) ※上記(1)で「有」の場合

No.	課名	期間	受援対象業務シート 業務名	人数	主な活動場所	特記事項
1		～				
2		～				
3		～				
4		～				
5		～				

※期間は見込み

(3) その他の情報

次ページ あり/なし ( / )

(堺市)

No. \_\_\_\_\_

# 様式2 堺市の応援職員需要兼要請書兼回答書

記入・提出日: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

堺市⇒大阪府、政令市等

【堺市における応援職員派遣のニーズ等】

**被災市名**  
堺市

**把握日時**

(1) 応援職員の派遣の必要性

有 無

(2) 要請人数(見込み) ※上記(1)で「有」の場合

No.	課名	期間	受援対象業務シート 業務名	人数	主な活動場所	特記事項
1		～				
2		～				
3		～				
4		～				
5		～				
6		～				
7		～				
8		～				
9		～				
10		～				
			<b>合計</b>		※様式1をコピーして作成する	

※期間は見込み

(3) その他の情報(持参要請物品等)

支援団体	
団体名	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

【支援団体による対応可否】

左記(2)の要請に対する対応可否及び応援可能人数	
可( 人)	不可

連絡欄

次ページ あり/なし ( / )

### 様式3 応援職員等名簿

記入・提出日: \_\_\_\_\_ 年 月 日

(1) 課名・業務名

<b>課名</b>		<b>受援担当者名</b>	
<b>業務名</b>			

(2) 応援職員等

<b>団体名・所属</b>	
<b>団体名・所属連絡先</b>	
<b>活動場所</b>	
<b>滞在場所</b>	

No.	応援者情報			活動期間	
	氏名	電話(個人)	電話(緊急時)	始期	終期
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※1: 本名簿は、各課受援担当が、応援者の所属先別に作成・更新・保管してください。  
(応援団体で作成した名簿の添付でも良い)

※2: 作成・更新の都度、対策部等総務担当を通じて、受援チームに提出してください。

次ページ あり／なし (    /    )

**様式4 受援実施及び完了報告書**

記入・提出日： 年 月 日

## (1) 課名

課名		受援担当者名	
業務名			

※可能な限り、受援業務ごとに作成してください。

## (2) 受援内容(全体)

受援内容		
団体名 及び人数	①	人
	②	人
	③	人
	④	人
	⑤	人
	⑥	人
	⑦	人
	⑧	人
	⑨	人
	⑩	人
期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( ) 終了見込	
活動場所		

## (3) 終了報告

終了日	年 月 日( )
-----	----------

(堺市)

No. \_\_\_\_\_

## 様式5 事務引継書

記入・提出日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(1) 作成者(前任の応援職員)

団体名	
氏名	

(2) 確認者(後任の応援職員)

団体名	
氏名	

(3) 引継ぎ内容

業務名	
業務内容	
現場状況 及び 進捗状況	
今後の予定	
留意・配慮 する事項	

(4) 各課受援担当 確認欄

課名		受援担当者名	
確認日時	年 ____ 月 ____ 日( )	時 ____ 分	
備考			

※1: 本引継書は、応援職員の交代がある場合などに使用してください。

※2: 業務ごとに前任者が作成し、後任者および受援担当者が確認のうえ、各受援担当にて保存してください。

## VII 資料編

図表 VII-1 災害指定病院等一覧

救急指定病院		
病院名	所在地	電話番号
浅香山病院	堺区今池町3丁3-16	072-229-4882 (昼)
		072-229-4884 (夜)
堺山口病院	堺区東湊町6-383	072-241-3945
清恵会病院	堺区南安井町1丁1-1	072-251-8199
阪堺病院	堺区大浜北町1丁8-8	072-233-6745
耳原総合病院	堺区協和町4丁465	072-241-0501
堺温心会病院	中区深井清水町2140-1	072-278-2461
堺フジタ病院	中区深井沢町3347	072-279-1170
阪南病院	中区八田南之町277	072-278-0381
ベルランド総合病院	中区東山500-3	072-234-2001
南堺病院	中区大野芝町292	072-236-3636
邦和病院	中区新家町700-1	072-234-1331
日野病院	東区北野田626	072-235-0090
馬場記念病院	西区浜寺船尾町東4丁244	072-265-5558
泉北陣内病院	南区豊田40	072-299-2020
植木病院	北区黒土町3002-5	072-257-0100
大阪労災病院	北区長曾根町1179-3	072-252-3561
金岡中央病院	北区中村町450	072-252-9000
吉川病院	北区東三国ヶ丘町4丁1-25	072-259-0100
田中病院	美原区黒山39-10	072-361-3555
美原病院	美原区今井380	072-361-0545
堺若葉会病院	北区新金岡町4-1-7	072-255-1001
阪和泉北第二病院	中区深井北町3176	072-277-1401
高度救命救急センター（平成26年4月1日現在（病院名は平成29年6月30日現在））		
病院名	所在地	電話番号
関西医科大学付属病院	枚方市新町2丁目3-1	072-804-0101
大阪大学医学部附属病院 （ドクターヘリ運用施設）	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111
大阪府立病院機構 大阪急性 期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201
救命救急センター（平成26年4月1日現在）		
病院名	所在地	電話番号
関西医科大学総合医療セン ター	守口市文園町10-15	06-6992-1001
大阪府済生会千里病院千里 救命救急センター	吹田市津雲台1-1-6	06-6871-0121

国立病院機構 大阪医療センター	大阪府中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331
近畿大学医学部附属病院	大阪府狭山市大野東 377-2	072-366-0221
大阪府三島救命救急センター	高槻市南芥川町 11-1	072-683-9911
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通 2-13-22	06-6929-1221
りんくう総合医療センター (大阪府泉州救命救急センター)	泉佐野市りんくう往来北 2-23	072-469-3111
大阪府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田 3 丁目 4 番 13 号	06-6785-6166
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	06-6774-5111
大阪警察病院	大阪市天王寺区北山町 10-31	06-6771-6051
大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町 1-5-7	06-6645-2121
堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町 1-1-1	072-272-1199
岸和田徳洲会病院	岸和田市加守町 4-27-1	072-445-9915
大阪府医師会が位置づけた 3 次救急医療機能を有する医療機関 (平成 26 年 4 月 1 日現在)		
病院名	所在地	電話番号
国立循環器病研究センター	吹田市藤白台 5 丁目 7 番 1 号	06-6833-5012
大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの 3-7-1	072-957-2121
北野病院	大阪市北区扇町 2 丁目 4 番 20 号	06-6312-1221
桜橋渡辺病院	大阪市北区梅田 2-4-32	06-6341-8651
大阪国際がんセンター	大阪府中央区大手前 3-1-69	06-6945-1181
阪和記念病院	大阪市住吉区苅田 7-11-11	06-6696-5591

図表 VII-2 指定避難所の一覧

避難所名	住所	電話番号
三宝小学校	堺区三宝町5丁286番地	238-0001
錦西小学校	堺区神明町西2丁1番1号	232-1056
市小学校	堺区市之町西3丁1番14号	223-4610
錦綾小学校	堺区錦綾町1丁6番19号	228-5183
浅香山小学校	堺区今池町5丁4番43号	238-0003
錦小学校	堺区九間町東3丁1番17号	232-1036
熊野小学校	堺区熊野町東5丁1番49号	233-3227
榎小学校	堺区 榎元町2丁3番11号	233-2552
三国丘小学校	堺区北三国ヶ丘町5丁1番1号	232-2818
英彰小学校	堺区寺地町西4丁1番1号	221-8666
旧湊小学校	堺区東湊町2丁119番4号	241-3129
新湊小学校	堺区西湊町6丁6番1号	244-6776
少林寺小学校	堺区少林寺町東4丁1番1号	232-1126
安井小学校	堺区南安井町4丁1番5号	238-5341
大仙西小学校	堺区大仙西町4丁129番地	241-2977
神石小学校	堺区石津町2丁6番1号	241-2151
大仙小学校	堺区大仙中町16番1号	241-0888
浜寺石津小学校	西区浜寺石津町中2丁3番28号	241-6505
浜寺東小学校	西区浜寺船尾町東1丁101番地	265-1141
浜寺小学校	西区浜寺諏訪森町東2丁163番地	261-9407
浜寺昭和小学校	西区浜寺昭和町2丁282番地	261-0677
津久野小学校	西区津久野町3丁14番11号	262-0303
上野芝小学校	西区神野町2丁25番1号	271-4123
家原寺小学校	西区家原寺町1丁7番1号	274-3401
鳳小学校	西区鳳中町2丁22番地	262-0124
鳳南小学校	西区鳳南町1丁7番地	272-1200
向丘小学校	西区上野芝向ヶ丘町6丁7番1号	278-0340
平岡小学校	西区堀上緑町1丁6番1号	271-5044
福泉上小学校	西区上127番地の1	274-4611
福泉小学校	西区菱木2丁2186番地の1	273-1861
福泉東小学校	西区草部946番地の1	274-9311
八田荘小学校	中区八田寺町231番地	271-0335
深井小学校	中区深井中町1409番地	278-0108
東百舌鳥小学校	中区土塔町139番地	236-0288

久世小学校	中区平井999番地	278-0324
東陶器小学校	中区陶器北2556番地 (H30.4～) (中区陶器北674番地(～H30.3))	236-0036
西陶器小学校	中区田園570番地	236-0035
宮園小学校	中区宮園町4番1号	278-0981
福田小学校	中区福田727番地	235-9286
八田荘西小学校	中区毛穴町268番地の2	270-0048
東深井小学校	中区深井水池町3214番地	278-2791
土師小学校	中区土師町3丁35番1号	277-9020
深井西小学校	中区深井北町926番地	278-6301
深阪小学校	中区深阪5丁15番1号	237-3210
東三国丘小学校	北区東三国ヶ丘町2丁2番1号	252-0263
東浅香山小学校	北区大豆塚町1丁60番地	252-1081
五箇荘小学校	北区新堀町2丁58番地	252-1418
金岡小学校	北区金岡町1254番地	252-0028
北八下小学校	北区中村町250番地	252-0212
百舌鳥小学校	北区百舌鳥梅町2丁498番地	252-0477
新金岡小学校	北区新金岡町1丁4番1号	252-1723
光竜寺小学校	北区新金岡町3丁7番1号	251-2032
大泉学園 (大泉小学校・中学校)	北区新金岡町4丁9番1号	251-2816(小学校) 251-6311(中学校)
中百舌鳥小学校	北区中百舌鳥町6丁 1033 番地の 2	258-2650
五箇荘東小学校	北区北花田町2丁203番地	255-7911
西百舌鳥小学校	北区百舌鳥西之町1丁82番地	258-0231
金岡南小学校	北区金岡町1182番地の1	258-3104
新金岡東小学校	北区新金岡町4丁1番9号	255-8414
新浅香山小学校	北区東浅香山町3丁31番4号	254-5081
南八下小学校	東区菩提町5丁228番地	285-0614
八下西小学校	東区引野町1丁110番地	286-1611
日置荘小学校	東区日置荘西町 2 丁 46 番 1 号	285-0260
日置荘西小学校	東区日置荘西町 6 丁9番1号	285-5238
白鷺小学校	東区白鷺町2丁8番1号	285-8585
登美丘東小学校	東区丈六224番地	236-2130
登美丘西小学校	東区大美野135番地	236-0031
登美丘南小学校	東区草尾596番地	236-6051
野田小学校	東区北野田897番地の2	236-0065

上神谷小学校	南区片蔵1425番地	297-0028
福泉中央小学校	南区桃山台4丁17番1号	298-3045
美木多小学校	南区鴨谷台1丁48番1号	297-0821
宮山台小学校	南区宮山台2丁2番1号	297-0515
竹城台小学校	南区竹城台3丁2番1号	297-0777
若松台小学校	南区若松台1丁3番1号	292-0001
三原台小学校	南区三原台3丁2番1号	291-0394
茶山台小学校	南区茶山台2丁5番1号	291-1104
泉北高倉小学校	南区高倉台3丁5番1号	291-5500
槇塚台小学校	南区槇塚台3丁39番1号	291-6000
桃山台小学校	南区桃山台2丁6番1号	299-0038
竹城台東小学校	南区竹城台1丁10番1号	235-0070
原山台小学校(～H30.3) (H30.4から工事のため使用中止)	南区原山台4丁3番1号	299-5133
庭代台小学校	南区庭代台3丁12番1号	298-3033
赤坂台小学校	南区赤坂台2丁2番1号	298-3030
原山ひかり小学校(H30.4～) (原山台東小学校(～H30.3))	南区原山台5丁4番1号	298-4600
城山台小学校	南区城山台1丁20番1号	299-6571
御池台小学校	南区御池台2丁3番1号	298-7500
新檜尾台小学校	南区新檜尾台3丁7番1号	298-7300
旧高倉台西小学校	南区高倉台1丁2番1号	293-6000
はるみ小学校	南区晴美台3丁3番1号	290-1112
黒山小学校	美原区阿弥93番地	361-0602
平尾小学校	美原区平尾360番地	361-0029
美原北小学校	美原区大保19番地	361-0002
八上小学校	美原区大饗117番地1	361-0810
美原西小学校	美原区太井548番地	362-4891
さつき野小学校	美原区さつき野東1丁目6番1号	362-4689
月州中学校	堺区神南辺町1丁1番地	238-0968
殿馬場中学校	堺区櫛屋町東3丁2番1号	238-8101
三国丘中学校	堺区向陵西町3丁6番15号	221-8511
長尾中学校	北区長曾根町1179番地の5	252-0347
金岡南中学校	北区金岡町2469番地	258-0233
八下中学校	北区中村町977番地の20	252-0412
大浜中学校	堺区大浜南町2丁4番1号	238-1988

浜寺中学校	西区浜寺船尾町西5丁60番地	261-2205
鳳中学校	西区鳳西町1丁159番地の1	265-1441
泉ヶ丘東中学校	中区陶器北184番地	236-2421
福泉中学校	西区山田2丁55番地	271-0267
関西大学堺キャンパス	堺区香ヶ丘町1丁11番1号	229-5149
市立堺高校	堺区向陵東町1丁10番1号	240-0840
みはら大地幼稚園	美原区菅生587番地	361-8772
東百舌鳥中学校	中区新家町260番地	236-5441
八田荘中学校	中区八田北町580番地の11	270-0601
深井中学校	中区深井沢町2470番地の1	270-0067
平井中学校	中区平井346番地	277-9015
深井中央中学校	中区深井北町220番地の1	278-7681
浜寺南中学校	西区浜寺南町1丁55番地	262-6225
浅香山中学校	堺区今池町5丁3番8号	233-3586
陵西中学校	堺区大仙西町2丁79番地	244-4086
旭中学校	堺区大仙中町11番1号	241-1827
日置荘中学校	東区日置荘北町3丁11番28号	285-0460
南八下中学校	東区菩提町2丁58番地	286-5571
登美丘中学校	東区高松408番地	236-2426
野田中学校	東区南野田101番地の1	235-3727
上野芝中学校	西区上野芝向ヶ丘町5丁25番1号	278-0540
津久野中学校	西区神野町2丁16番1号	274-0215
中百舌鳥中学校	北区中百舌鳥町6丁1034番地の11	257-4535
金岡北中学校	北区新金岡町1丁5番1号	252-0378
五箇荘中学校	北区新堀町1丁85番地の2	254-0031
陵南中学校	北区百舌鳥西之町1丁75番地	252-1801
福泉南中学校	南区桃山台3丁7番1号	298-0001
宮山台中学校	南区宮山台1丁1番1号	297-2233
若松台中学校	南区若松台3丁34番1号	297-0129
三原台中学校	南区三原台1丁12番1号	291-0395
晴美台中学校	南区晴美台3丁8番1号	291-5300
原山台中学校	南区原山台4丁2番1号	299-5135
庭代台中学校	南区庭代台2丁19番1号	298-3043
赤坂台中学校	南区赤坂台2丁1番1号	298-3040
美木多中学校	南区鴨谷台1丁47番1号	299-3700
美原中学校	美原区小平尾390番地	361-0271

美原西中学校	美原区大饗102番地2	361-6500
さつき野中学校	美原区さつき野西2丁目6番1号	362-4689
府立登美丘高校	東区西野51番地	236-5041
府立泉陽高校	堺区車之町東3丁2番1号	233-0588
府立三国丘高校	堺区南三国ヶ丘町2丁2番36号	233-6005
府立鳳高校	西区原田150番地	271-5151
府立泉北高校	南区若松台3丁2番2号	297-1065
府立堺東高校	南区晴美台1丁1番2号	291-5510
府立金岡高校	北区金岡町2651番地	257-1431
府立東百舌鳥高校	中区土塔町2377-5	235-3781
府立堺西高校	南区桃山台4丁16番	298-4410
府立成美高校	南区城山台4丁1番1号	299-9000
府立福泉高校	西区太平寺323番地	299-9500
府立堺上高校	西区上61番地	271-0808
教育文化センター (ソフィア・堺)	中区深井清水町1426番地	270-8110
梅文化会館	南区桃山台2丁1番2号	296-0015
勤労者総合福祉センター (サンスクエア堺)	堺区田出井町2丁1番	222-3561
金岡公園体育館	北区長曾根町1179番地の18	254-6601
大浜体育館	堺区大浜北町5丁7番1号	221-2080
初芝体育館	東区野尻町221番地の4	285-0006
鴨谷体育館	南区鴨谷台2丁4番1号	296-1717
家原大池体育館	西区家原寺町1丁18番1号	271-1718
原池公園体育館	中区八田寺町320	278-1004
美原体育館	美原区多治井878番地1	361-4511

図表 VII-3 協定分野別一覧表

平成29年12月26日現在

1. 自治体との包括的相互応援協定 7協定			
締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成22年9月30日	21大都市災害時相互応援に関する協定	政令指定都市、東京都	被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が、相互に協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する人的・物的応援
平成23年7月12日	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会に加盟する団体のうち55市1町	(1)災害への対応に必要な物資の提供 (2)災害への対応に必要な人員の派遣 (3)負傷者等の医療機関への受入れ (4)被災者の一時的な受入れ (5)その他特に要請があった事項
平成23年9月1日	災害時相互応援協定	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	人的・物的応援
平成24年3月19日	災害時相互応援協定	四日市市	(1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、感染症対策、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (5)避難者収容施設の提供及びあっせん
平成25年7月1日	災害時における避難者の受け入れにかかる確認書	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	平成23年9月1日付災害時相互応援協定に基づき、広域避難実施のための避難場所の提供及び運営など

平成25年9月10日	泉州地域災害時相互応援協定	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	人的・物的応援
平成25年10月25日	瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	貝塚市、岸和田市、高石市、忠岡町、岬町、山口市、下関市、広島市、尾道市、姫路市、海南市、松山市、高松市等、瀬戸内海沿岸58市町村	(1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣 (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
2. 応急復旧 15協定			
締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成20年4月1日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	堺建設業協会	(1) 施設等の被害状況の報告 (2) 技術的な助言 (3) 機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4) その他応急対策業務
平成28年12月22日	同上	大阪府電気工事工業組合堺支部	同上
平成19年8月1日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	協同組合大阪建設産業育成会	(1) 施設等の被害状況の報告 (2) 機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (3) その他応急対策業務
平成22年4月1日	災害支援協定	堺市委託環境事業協同組合	災害一般廃棄物の収集運搬に関する業務
平成23年9月1日	災害時における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社関西支社	(1) 情報等の相互協定 (2) 調査及び復旧に対する技術的支援 (3) 高速道路通行止め区間の車両の通行 (4) 応急対策及び復旧業務の実施に必要な敷地、施設及び資材の提供 (5) 通行止め実施に伴う

			利用者への情報提供 (6)その他必要と認める措置
平成23年10月11日	災害時における協力に関する協定	独立行政法人都市再生機構西日本支社	1 機構職員等の派遣 (1)被災建物及び被災宅地の危険度の判定・表示等 (2)応急仮設住宅の設計、工事監理及び検査等 (3)応急仮設住宅等の入居関係事務等 2 同機構所有の応急仮設住宅建設用地及び機構賃貸住宅の提供 3 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画策定及び施行並びに市街地の復興に必要な住宅の供給等についての相互協力
平成24年9月1日	災害支援協定	堺一般廃棄物処理事業協同組合	地震、風水害等に伴って発生する一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)の収集運搬について支援協力要請をするもの
平成25年3月22日	一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定	堺・泉州ブロック(堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合)	協定団体における焼却施設、資源化施設、保管施設または破碎施設等の一般廃棄物(ごみ処理に限る)施設の事故及び地震、台風等の災害発生時において、支援を必要とする協定団体を相互支援するもの
平成25年4月1日	大規模災害における支援協力に関する協定	堺リサイクル事業組合	堺市防災対策本部が設置される災害発生時の、廃棄物リサイクル処理に関する協定 ①発生廃棄物のリサイクル処理 ②人員派遣・機材の貸し

			出し
平成25年9月1日	災害支援協定(災害し尿の収集運搬)	堺市環境センター連絡協議会	災害時のし尿の収集運搬
平成26年7月28日	近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ	(1)情報の収集・提供(リエゾン(情報連絡員)の派遣) (2)近畿地方整備局等職員の派遣(緊急災害派遣隊) (3)災害に係る専門家の派遣 (4)災害対策用機械の貸付 (5)通信機械等の貸付・操作員の派遣 (6)通行規制等の措置ほか
平成27年2月1日	災害時における堺市管理橋梁の緊急災害応急対策業務に関する協定	一般社団法人 日本橋梁建設協会	(1)災害時に堺市が調査した管理橋梁のうち、再調査を必要と認める管理橋梁の被害状況調査 (2)堺市への技術的助言 (3)被災橋梁の交通機能の回復に関する建設資機材等の調達及び応急対策 (4)その他応急対策
平成27年2月1日	災害時における堺市管理橋梁の緊急災害応急対策業務に関する協定	一般社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部	(1)災害時に堺市が調査した管理橋梁のうち、再調査を必要と認める管理橋梁の被害状況調査 (2)堺市への技術的助言 (3)被災橋梁の交通機能の回復に関する建設資機材等の調達及び応急対策 (4)その他応急対策
平成27年2月27日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人 堺都市緑化研究会	(1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務

平成29年3月1日	災害時における 地図製品等の供 給等に関する協 定	株式会社ゼンリン	(1) 災害発生時に即時 に利用できる住宅地図の 事前提供(貸与) (2) 災害時及び訓練に 利用できる広域図の提供 (貸与) (3) 住宅地図ネット配 信サービス「ZNET TOWN」の提供(貸与) (4) 災害時の住宅地図 の複製利用許可
3. 医療 2協定			
締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成14年4月1日	災害時救急医薬 品等の供給に関 する協定書	一般社団法人堺市薬 剤師会	災害発生時に必要となる 救急医薬品の備蓄及び提 供
平成18年8月18日	健康危機発生時 における近畿2府 7県地方衛生研究 所の協力に関する 協定書	福井県、三重県、滋賀 県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌 山県、徳島県、京都市、 大阪市、東大阪市、神 戸市、姫路市、尼崎市、 和歌山市	近畿2府7県において健康 危機が発生し、当該自治 体の地方衛生研究所のみ では対応が困難な場合近 畿2府7県地方衛生研究所 間での協力
4. 物資供給 24協定			
締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成18年12月26日	災害時における 物資供給等の協 力に関する協定	コーナン商事株式会 社	(1) 物資等(資機材、日用 品及び食料品等)の在庫 確保 (2) 物資等の安定供給及 び価格安定 (3) 物資等に関する情報 の収集・提供
平成20年9月19日	災害時における 生活物資供給等 の協力に関する 協定	株式会社イトーヨー カ堂	(1) 生活物資(食料品及び 日用品等)の在庫確保 (2) 生活物資の安定供給 及び価格安定 (3) 緊急避難場所として 駐車場を提供 (4) 生活物資に関する情 報の収集・提供 (5) 防災訓練等啓発事業 への参加・協力

平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1) 堺障害者団体連合会 (2) コカ・コーラウエスト株式会社ベンディング大阪南第一支店	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1) 堺障害者団体連合会 (2) 関西キリンビバレッジサービス株式会社堺営業所	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1) 堺障害者団体連合会 (2) 株式会社ジャパンビバレッジ西日本	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1) 堺障害者団体連合会 (2) 株式会社トムズ	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成22年10月26日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1) 堺障害者団体連合会 (2) ネオス株式会社	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成23年3月25日	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	一般社団法人堺市規格葬儀連絡会	(1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 (2) 遺体安置施設等の提供 (3) 遺体の搬送 (4) その他堺市が必要とする業務
平成24年1月4日	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	堺市葬祭事業協同組合	(1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 (2) 遺体安置施設等の提供 (3) 遺体の搬送 (4) その他堺市が必要とする業務
平成24年3月30日	災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	災害時においての物品の調達と安定供給、輸送、生活情報の収集・提供
平成24年8月31日	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	Jパックス株式会社 セツカートン株式会社	ダンボール製ベッドの調達及び搬送 (1) 段ボール製簡易ベッド

			(2) 段ボール製シート (3) 段ボール製間仕切り など
平成24年8月31日	災害時における レンタル資機材 の提供に関する 協定	株式会社 アクティ オ	応急対応に必要なレンタ ル資機材の提供
平成24年8月31日	災害時における レンタル資機材 の提供に関する 協定	奥村機械株式会社	応急対応に必要なレンタ ル資機材の提供
平成25年3月31日	災害時における 福祉用具等の供 給に関する協定	社団法人日本福祉用 具供給協会	福祉避難所等を開設する ために必要な福祉用具等 の供給
平成25年12月24日	災害時における 物資の供給等に 関する協定	株式会社ダイエー	(1) 災害における食料 品、衣料品等の供給 (2) 防災訓練等の啓発 事業への協力
平成26年3月26日	災害時における 生活物資供給等 の協力に関する 協定	株式会社ライフコー ポレーション	(1) 食料品及び日用品 等の生活物資の安定供給 (2) 緊急避難場所とし ての駐車場の提供 (3) 防災訓練等啓発事 業への参加・協力
平成26年5月28日	災害救助物資の 供給等の協力を 関する協定	株式会社ファミリー マート	(1) 物資(食料品、飲料 水、日用品等)の供給 (2) 災害により閉鎖し た市内店舗の早期再開
平成27年1月30日	災害時における 支援協力に関す る協定書	イオンリテール株式 会社	食料品、生活必需品等の 物資の供給
平成27年10月8日	災害時における 物資の供給等に 関する協定	株式会社ポプラ	大規模災害時の堺市への 食料や生活必需品等の物 資の供給
平成27年10月8日	災害時における 提供協力に関す る協定	株式会社アベックス 西日本	大規模災害時に本庁舎本 館地下1階に設置の飲料 自動販売機(1台)におい て5,000杯の飲料を 無償提供
平成28年3月16日	災害時における 物資の供給等に 関する協定	株式会社コノミヤ	(1) 大規模災害時にお ける食料品、日用品等の 供給 (2) 防災訓練等の啓発 事業への協力

平成29年3月22日	災害救助物資の調達等に関する協定書	アークランドサカモト株式会社	(1) 食料品、日用品等の物資の提供 (2) 一時避難所及び応援車両待機場等としての用地の提供
平成29年5月22日	災害時における畳の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	避難所等への畳の提供
平成29年12月26日	災害時における飲料製品等の供給に関する協定書	堺ヤクルト販売株式会社	飲料品、食料品の供給

#### 5. 輸送・物流 5協定

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成21年3月30日	災害時の応急対策業務に関する協定	社団法人大阪府タグ事業協会	(1) 応急対策要員等の人員輸送業務 (2) 建設資機材、日用品及び食料品等の貨物輸送業務 (3) 消防活動に関する業務 (4) その他堺市が必要とする輸送業務
平成25年5月21日	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	一般社団法人大阪バス協会	(1) 被災者（滞留者を含む）の輸送業務 (2) ボランティアの輸送業務 (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務 (4) その他バスによる支援業務
平成25年10月1日	災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定	一般社団法人大阪府トラック協会	(1) 物資の輸送業務 (2) 物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行う物流専門家及び荷役作業員の派遣 (3) 荷役機械及び資器材の手配
平成27年10月16日	災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定	堺市消防局認定患者等搬送事業者の会「堺搬送」	(1) 「堺搬送」に所属する会員が所有する事業用車両による要配慮者の輸送業務 (2) 「堺搬送」の会員以外

			の事業者への輸送協力要 請及び手配 (3) その他要配慮者の輸 送に必要な業務
平成29年2月21日	災害時における 物資の輸送等に 関する協定	株式会社サカイ引越 センター	(1) 物資の輸送業務 (2) 物資の輸送管理等に 関する助言・指導等を行 う物流専門家等の派遣 (3) 梱包用段ボールの提 供
6. 燃料 1協定			
締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成27年1月19日	災害時における 緊急用燃料の供 給協力に関する 協定	社団法人大阪府エル ピーガス協会堺支部、 同阪南北部支部、同南 河内北支部美原地区	L P ガス等の供給
7. 広報・通信 7協定			
締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
昭和59年6月1日	無線通信施設等 に係る災害相互 応援協定	寝屋川市、貝塚市、柏 原市、岸和田市、八尾 市	通信施設及び通信従事者 の応援その他必要な措置
平成22年5月13日	防災行政無線と コミュニティF Mを活用した災 害情報発信に関 する協定	特定非営利活動法人 さかい hill-front forum	災害時において「エフェ ムさかい」の番組放送中 に各種災害情報を発信
平成24年4月1日	災害時における 放送要請に関す る協定	株式会社FM802	自然災害及び火災、事故、 武力攻撃事態等の危機事 象が発生し、または発生 するおそれがある場合 に、日本語、英語、中国 語、韓国・朝鮮語など最 大13言語により各種災 害情報を発信
平成25年12月2日	災害時の緊急放 送に関する協定	株式会社ジェイコム ウエスト	災害時における避難勧 告・指示、避難所開設情 報などを文字テロップで 放送
平成26年1月15日	災害に係る情報 発信等に関する 協定	ヤフー株式会社	(1) 災害における堺市 ホームページのキャッシ ュサイトの提供 (2) 災害時における避 難勧告・指示等の緊急情 報、被害状況、ライフラ

			イン状況、必要救援物資・ボランティア情報をヤフーサービス上に掲載 (3) 平常時において指定避難所等の防災情報をヤフーサービス上に掲載
平成26年3月25日	防災への取り組みに関する協定	グーグル社	グーグルは災害時に災害対応サービスを提供し、堺市はグーグルに対して災害時の情報提供に協力 【グーグルが提供する災害対応サービスの例】 (1) Googleパーソンファイダ（被災地における安否情報発信・検索） (2) 避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス (3) ガス、水道、道路など各種ライフラインの状況についての地図サービス
平成26年10月14日	減災を目的とした防災ARに関する協定書	一般社団法人全国防災共助協会	堺市内の気象情報、地震津波情報及び災害時の避難場所（指定避難所や広域避難地など）の必要な防災情報を「防災ARアプリ『みたチョ』」を活用して提供
8. 人的支援 11協定			
締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成12年4月1日	災害時における相互協力に関する覚書	堺・堺中・泉北・堺金岡・浜寺・鳳郵便局及び大阪堺特定郵便局業務推進連絡会	(1) 被災状況及び被災市民の避難先に関する情報の提供 (2) 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報提供及び対応に関する相互協力 (3) 所管施設及び用地の相互提供 (4) 災害情報に係る広報の掲出 (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった

			事項
平成22年1月15日	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人堺市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアセンターの開設・運営 (2) センター運営に関する費用負担 (3) 平常時における協力体制の構築
平成25年1月15日	災害時の人的支援に関する協定	財務省近畿財務局長	(1) 災証明書申請受付及び発行に関する事務 (2) 災建物判定にかかる現地調査補助 (3) 有価物(現金、保険証、貴金属等の遺失物)の分別等作業 (4) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 (5) 避難施設運営補助(支援物資運搬、避難施設巡回等) (6) その他堺市職員の指示に基づく事務及び作業
平成26年7月28日	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	(1) 情報の収集・提供(リエゾン(情報連絡員)の派遣) (2) 近畿地方整備局等職員の派遣(緊急災害派遣隊) (3) 災害に係る専門家の派遣 (4) 災害対策用機械の貸付 (5) 通信機械等の貸付・操作員の派遣 (6) 通行規制等の措置ほか
平成28年3月15日	災害時相談業務等に関する協定	大阪弁護士会	被災者の無料法律相談の実施
平成28年3月15日	災害時における行政書士業務に関連する協力活動に関する協定	大阪府行政書士会	行政書士業務等に関する被災者の無料相談の実施
平成29年10月24日	地域防災に関する連携協定	大阪市立大学都市防災研究センター	(1) 地域防災力の向上に関すること

			(2) 教育及び人材の育成に関すること (3) 学術研究に関すること
平成29年11月30日	災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人堺市医師会	災害時の医療救護活動における、医師及び看護師等により編成される医療救護班の派遣
平成29年11月30日	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人堺市歯科医師会	災害時の医療救護活動における、歯科医師等により編成される歯科医療班の派遣
平成29年11月30日	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人狭山美原歯科医師会	災害時の医療救護活動における、歯科医師等により編成される歯科医療班の派遣
平成29年11月30日	災害時における救護活動に関する協定	一般社団法人堺市薬剤師会	災害時の医療救護活動における、薬剤師等により編成される薬剤師班の派遣
9. 施設提供・斡旋 33協定			
締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成21年3月24日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	社団法人大阪府宅地建物取引業協会堺市支部	(1) 被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 (2) 堺市内の道路及び施設等の被害状況の情報収集 (3) 被災者への災害時の情報提供 (4) 建築物の耐震改修の促進
平成21年3月26日	災害発生時における避難者の受入れに関する協定	松原市	大雨などによる河川の越水等があった場合に、堺市の指定避難所への避難が困難な地域住民について、松原市の指定避難所での受け入れを行うもの ○北区常磐町2丁西除川右岸および3丁⇒天美西小学校 ○北区野遠町西除川右岸⇒松原西小学校

平成21年4月1日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	社団法人全日本不動産協会大阪府本部堺泉支部	(1) 被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 (2) 堺市内の道路及び施設等の被害状況の情報収集 (3) 被災者への災害時の情報提供 (4) 建築物の耐震改修の促進
平成22年4月1日	災害時における避難所の指定等に関する協定	学校法人関西大学	(1) 関西大学堺キャンパスの避難所指定 (2) 関西大学が保有する災害用備蓄物資等の提供
平成22年9月1日	災害時及び災害に備えた施設の使用に関する協定	西日本電信電話株式会社大阪南支店	災害対策業務を実施するための使用場所の提供 (1) 災害復旧ボランティア活動又は災害医療活動の支援場所としての一時的使用 (2) 被災住民の避難場所又は相談窓口場所としての一時的使用 (3) 災害用物資の保管場所としての使用 (4) 災害による倒壊家屋の廃材等の保管場所としての一時的使用 (5) 防災訓練による使用
平成22年12月1日	大和川下流流域下水道今池水みらいセンター施設への避難に関する協定	大阪府南部流域下水道事務所	大和川下流流域下水道今池水みらいセンター施設を一時避難場所として提供
平成23年1月17日	災害対策への協力に関する協定書	財団法人堺市産業振興センター	1 施設の提供に関する協力 (1) 地域に居住する住民などの避難場所 (2) 帰宅困難者への支援場所 (3) 遺体の安置場所 (4) 災害用物資の集配場所 (5) その他甲が必要とする災害対策の実施場所

			2 提供施設における災害対策への人的支援
平成23年3月31日	災害時における施設利用等に関する協定書	学校法人羽衣学園	(1)地震、風水害、その他による災害発生時に、避難所として開設 (2)学生ボランティアの確保、派遣への協力
平成23年12月1日	災害時における施設使用の協力に関する協定	公立大学法人大阪府立大学	(1)広域避難地及び救援物資集積場所としての施設の使用 (2)その他本市が必要とする用途における施設の使用 (3)学生ボランティアの確保及び派遣
平成24年3月26日	福祉避難所としての指定	厚生労働省大臣官房会計課	ビッグ・アイの福祉避難所としての施設利用
平成24年6月27日	災害発生時における福祉避難所等の協力に関する協定	堺市社会福祉施設協議会	(1)福祉避難所の開設・運営に必要な物資・人材の確保の後方支援・協力 (2)福祉避難所への入所が必要な要援護者の受け入れ支援・協力 (3)一般避難所等における育児室の運営支援並びに緊急一時保育の受入れ、保育に関する相談窓口の設置支援
平成24年6月27日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人 56施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成24年8月31日	災害時等における協力に関する協定	株式会社セルビス	(1)被災者及び帰宅困難者の緊急一時避難場所の提供及び支援 (2)遺体の搬送 (3)遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供 (4)遺体の安置に必要な

			葬儀式場等の施設の提供
平成24年8月31日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等 76園	(1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受入れ (3)24時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置
平成24年10月1日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人 7施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成24年10月1日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等 8園	(1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受入れ (3)24時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置
平成25年3月29日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	堺市不動産事業協同組合	民間賃貸住宅の情報提供及び媒介に関する協力
平成25年3月31日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム 1施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成25年3月31日	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する覚書	大阪府立堺支援学校、泉北高等支援学校、堺聴覚支援学校、だいせん聴覚高等支援学校	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成25年4月1日	堺市認可保育所等相互援助協定	市内すべての公立(20園)・民間(90園)の認可保育所と認定こども園	自然災害や火災の発生等様々な危機事象発生時における相互援助 (1)人的援助 援助を要する業務に対応した資格、経験及び能力等を有する職員の派遣

			<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 物的援助 物資及び機器材の貸与又は提供</li> <li>(3) 施設的援助 被災等保育所の入所児童及び職員の受入れ又は場所の提供</li> </ul>
平成25年4月1日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等 5園	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等)</li> <li>(2) 緊急一時保育の受入れ</li> <li>(3) 24時間保育の実施</li> <li>(4) 保育に関する相談窓口の設置</li> </ul>
平成25年8月1日	災害対策への協力に関する協定	大阪刑務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域に居住する住民などの避難場所</li> <li>(2) 帰宅困難者への支援場所</li> <li>(3) 災害用物資の集配場所</li> <li>(4) その他乙が必要とする災害対策の実施場所</li> </ul>
平成25年10月1日	災害時における協力に関する協定	プール学院大学・プール学院大学短期大学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所及び一次避難施設として大学施設を提供</li> <li>(2) 物資集積・配送拠点として大学施設を提供</li> <li>(3) 収容した避難者への備蓄食料等の提供</li> <li>(4) 大学学生・教職員ボランティアの派遣</li> </ul>
平成25年12月24日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人 3施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成26年3月28日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	ショートステイ、生活介護事業所等の社会福祉法人 2施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力

平成26年3月28日	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)、堺市立健康福祉プラザ健康福祉センターの施設管理者 2施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成26年4月1日	堺市認可保育所等相互援助協定	民間認可保育所、認定こども園 3園	自然災害や火災の発生等様々な危機事象発生時における相互援助 (1) 人的援助 援助を要する業務に対応した資格、経験及び能力等を有する職員の派遣 (2) 物的援助 物資及び機器材の貸与又は提供 (3) 施設的援助 被災等保育所の入所児童及び職員の受入れ又は場所の提供
平成26年4月1日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等 4園	(1) 避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2) 緊急一時保育の受入れ (3) 24時間保育の実施 (4) 保育に関する相談窓口の設置
平成26年11月4日	災害時の施設使用等の協力に関する協定書	株式会社 万代園、百舌鳥八幡宮	一時的避難施設及び避難所として施設等を提供
平成27年1月30日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	イオンモール株式会社	一時避難場所としてイオンモール堺北花田の平面駐車場の提供等
平成27年4月16日	災害時における協力に関する協定	学校法人愛泉学園・堺女子短期大学	(1) 避難所及び一次避難施設として施設を提供 (2) 物資集積・配送拠点として施設を提供 (3) 収容した避難者への備蓄食料等の提供 (4) 帰宅困難者一時滞留施設として施設を提供 (4) 学生・教職員ボランティアの派遣

平成28年3月9日	災害時における避難者に対する各種活動協力に関する協定	イオンモール株式会社	一時避難場所としてイオンモール堺鉄砲町の立体駐車場の提供等
平成29年3月22日	災害救助物資の調達等に関する協定書	アークランドサカモト株式会社	(1) 食料品、日用品等の物資の提供 (2) 一時避難所及び応援車両待機場等としての用地の提供
10. 消防協定 25協定			
締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
昭和40年12月1日	消防協定	大阪市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和45年10月1日	消防協定	(航空消防相互応援協定) 大阪市	回転翼航空機による消防業務の応援
昭和46年9月17日	消防協定	松原市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和47年3月11日	消防協定	河内長野市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和48年5月16日	消防協定	大阪狭山市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和59年8月1日	消防協定	(大阪府南ブロック消防相互応援協定) 岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉州南消防組合・和泉市・高石市・忠岡町	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和62年8月12日	消防協定	(大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定) 大阪市・豊中市・東大阪市・池田市・吹田市・八尾市・松原市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市	航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援

昭和63年9月1日	消防協定	(大阪府下広域消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市門真市消防組合・枚方寝屋川消防組合・茨木市・八尾市・泉州南消防組合・富田林市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・摂津市・高石市・東大阪市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・島本町・豊能町・忠岡町・太子町・河南町・千早赤阪村	大規模な災害等が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
平成6年6月21日	消防協定	(関西国際空港消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町・泉州南消防組合・新関西国際空港(株)	航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
平成6年7月1日	消防協定	(近畿自動車道松原那智勝浦線及び関西国際空港線消防相互応援協定) 和泉市・岸和田市・貝塚市・泉州南消防組合・那賀消防組合・和歌山市・海南市・有田川町	高速自動車道で災害が発生した場合における災害防御又は救急等の応援
平成8年4月19日	消防協定	(消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定) 和歌山市・姫路市・徳島市	大規模な災害が発生した場合における消防活動資機材及び支援物資等の調達についての応援
平成8年7月18日	消防協定	(大阪湾消防艇相互応援協定) 大阪市・神戸市	大規模又は特殊な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
平成17年2月1日	消防協定	柏原羽曳野藤井寺消	火災・救急・その他の災

		防組合	害防御、救急業務の応援
平成17年2月1日	消防協定	富田林市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
平成17年2月1日	消防協定	(南阪奈道路消防相互応援協定) 柏原羽曳野藤井寺消防組合・太子町・葛城市	高速自動車道で災害が発生した場合における災害防御又は救急等の応援
平成24年3月1日	消防協定	(五都市消防相互応援協定) 名古屋、京都、大阪、神戸	大規模な災害等が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
昭和56年7月1日	ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申合せ	大阪瓦斯株式会社堺支社	ガス漏れ及び爆発事故等の災害時における初動・相互連絡及び処理体制等の防災対策について連携強化を図る。
昭和62年8月1日	大規模(特殊)災害時における消防活動に関する申合せ	宇部興産株式会社堺工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第1工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第2工場・関西電力株式会社堺港発電所・協和発酵ケミカル株式会社堺物流センター・新日本石油精製株式会社大阪製油所・コスモ石油株式会社堺製油所・新日本製鐵株式会社建材事業部堺製鐵所・東燃ゼネラル石油株式会社堺工場・大日本インキ化学工業株式会社堺工場・丸紅エネックス株式会社堺ターミナル・三井化学株式会社大阪工場	大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援
平成8年3月5日	食糧調達に係る申合せ	株式会社 キンレイ	地震等広域、大規模災害発生時に、調達可能な範囲において冷凍麺類の供給(消防局)
平成8年5月10日	消防車両等の燃料調達の協力を	大阪府石油商業組合	地震等の大規模災害発生時に、可能な範囲におい

	関する申合せ		てガソリン、軽油等の燃料を供給
①平成10年3月9日 ②平成10年3月11日 ③平成19年6月27日 ④平成19年6月27日	重機等の調達に関する応援体制	①社団法人 堺建設業協会 (協力会社21社) ②サイガ運輸機工株式会社 ③富士レッカー株式会社 ④フジ建機リース株式会社	地震等の大規模災害及び特殊災害により、消防保有の資機材では災害防ぎよ活動困難な場合において、大型重機等の調達に関する協力体制(消防局)
平成14年2月13日	タクシー無線による情報収集・提供の協力に関する申合せ	大阪第一交通株式会社	地震等広域、大規模災害発生時、当消防局からの依頼に基づき業務に支障とならない範囲において、タクシー無線により把握できる主に管内(堺市・高石市)の被害状況の収集・提供
平成18年12月1日	地震災害発生時における初期被害情報の相互交換に関する申合せ	大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部	地震災害が発生した場合における被害情報等を相互交換し共有する。
平成19年4月1日	地震災害発生時における初期被害情報の相互交換に関する申合せ	関西電力株式会社南営業所	地震災害が発生した場合における被害情報等を相互交換し共有する。
平成20年10月1日	大規模(特殊)災害時等における消防活動に関する覚書(堺市消防協力事業所)	堺市・高石市内の573事業所うち堺市内544事業所 (平成22年11月30日現在)	大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援 ※主な活動内容 (1) 消火活動支援 (2) 救出活動支援 (3) 救護活動支援 (4) 広報活動支援 (5) 情報収集活動支援 (6) 施設開放支援 (7) その他必要な活動支援
11. 上下水道協定 21協定			
締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容

平成8年1月	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道協会、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人日本下水道施設業協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、一般社団法人日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会	下水道復旧にかかる相互応援協定
平成18年4月	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	下水道復旧にかかる相互応援協定
平成22年3月31日	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供
平成23年4月1日	大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪広域水道企業団、大阪府・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・門真市・枚方市・寝屋川市・茨	相互に協力して、応急対策を実施する

		木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・摂津市・高石市・東大阪市・泉南市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・阪南市・岬町・島本町・豊能町・能勢町・忠岡町・熊取町・田尻町・太子町・河南町・千早赤阪村・泉北水道企業団	
平成12年12月28日	災害等発生時における水道施設等の復旧作業に関する協定	堺市指定管工設備協同組合	水道施設等の復旧作業に必要な人員及び資器材等の協力
平成19年7月1日	災害発生時における牛乳搬送用コンテナ容器の貸借等に関する協定	泉南乳業株式会社	応急給水に使用するコンテナの借用
平成21年9月24日	大規模災害時における上水道施設の応急対策業務に関する協定	大阪・堺管工事式拾壹協同組合	上水道施設及び給水装置の応急対策業務
平成23年9月16日	災害発生時における支援車両の駐車場所の貸借に関する協定	コーナン商事株式会社	支援車両の駐車に係る駐車場所の使用
平成24年3月21日	災害発生時における仮設配管資材の調達に関する協定	株式会社 光明製作所	水道施設の応急復旧に必要な仮設配管資材の確保及び運搬
平成24年7月24日	災害時における復旧及び機能保全支援協力に関する協定	日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の施設復旧及び機能保全支援協力
平成24年8月6日	災害発生時における水道復旧材料の調達及び復旧工事に関する協定	大成機工株式会社	水道施設の復旧に必要な材料の優先的な調達及び復旧工事

平成25年1月15日	災害発生時における漏水調査を含む管路状況調査に関する協定	フジ地中情報株式会社	水道施設及び給水装置の漏水調査を含む管路状況調査
平成25年3月19日	災害発生時における水道復旧用材料の調達及び復旧工事に関する協定	コスモ工機株式会社	水道施設の復旧に必要な材料の優先的な調達及び復旧工事
平成25年3月22日	災害時における復旧及び機能保全支援協力に関する協定	大阪環境整備協同組合	下水道管路施設の復旧及び機能保全支援協力
平成26年4月1日	災害時における応援に関する協定書	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	巡回広報、電話対応、応急給水等の応援
平成26年10月20日	災害時における応援に関する協定書	株式会社タカダ	水道施設の運転管理業務等の応援
平成27年2月13日	災害時における薬品調達に関する協定	南海化学株式会社	水道水及び下水処理水の消毒に必要な薬品の優先的な調達
平成28年3月22日	堺市・富田林市水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	富田林市	水道事業に係る相互応援協定
平成29年2月3日	堺市・高石市水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	高石市	水道事業に係る相互応援協定
平成29年2月10日	堺市・松原市水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	松原市	水道事業に係る相互応援協定
平成29年2月13日	堺市・大阪狭山市水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	大阪狭山市	水道事業に係る相互応援協定
※緊急連絡管協定			
締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成15年6月2日	協定書（災害対策連絡管設置工事	大阪府	

	金岡町)		
平成21年12月11日	堺市・大阪狭山市 水道緊急連絡管 (晴美台・今熊 間)に関する覚書	大阪狭山市	今後整備予定の緊急連絡 管
平成24年3月21日	堺市・高石市水道 緊急連絡管に関 する協定書	高石市	
平成24年3月26日	松原市・堺市・天 美我堂水道緊急 連絡管に関する 協定書	松原市	
平成25年1月31日	新檜尾台非常用 連絡管の運用に 関する協定書	大阪広域水道企業団	
平成25年8月15日	堺市・大阪狭山市 水道緊急連絡管 に関する協定書	大阪狭山市	
平成26年12月2日	大阪市と堺市の 相互応援給水及 び維持管理に関 する協定書	大阪市	
平成28年3月15日	堺市・富田林市緊 急連絡管の運用 及び維持管理に 関する協定書	富田林市	

## 12. 参加団体での協定 9協定

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成23年6月30日	「災害時におけ る帰宅困難者支 援に関する協定 書」にかかる覚書	参加団体：関西広域連 合  コンビニエンススト アや外食事業者等 2 7事業者	関西広域連合がコンビニ エンスストアや外食事業 者等と締結する協定に基 づき、災害時の徒歩帰宅 者を支援する。 (1)支援可能な店舗を「災 害時帰宅支援ステーショ ン」と称し、広く住民へ 協力店舗の取組みを周知 するとともに、防災に対 する意識啓蒙を図るた め、「災害時帰宅支援ス テーション・ステッカー」 を掲出する。 (2)「災害時帰宅支援ス テーション」では、災害時

			の徒歩帰宅者に対して「水道水」、「トイレ」、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する「情報等」を提供する。
平成23年10月31日	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	参加団体：関西広域連合 九州地方知事会	(1)職員の派遣 (2)食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3)資機材の提供 (4)避難者及び傷病者の受入れ (5)船舶等の輸送手段の確保 (6)医療支援 (7)その他被災府県が要請した措置
平成24年10月25日	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	参加団体：関西広域連合  福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県の区域において、危機が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、連携して府県間の応援活動を実施 (1)職員の派遣 (2)食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3)資機材の提供 (4)避難者及び傷病者の受入れ (5)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
平成24年10月25日	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	参加団体：関西広域連合 鳥取県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、鳥取県の区域において危機が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策を実施できない場合に、連携して応援活動を実施

平成25年2月25日	大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定	参加団体：関西広域連合  プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社(P & G)	(1) P & Gから関西広域連合へ救援物資の無償提供(平常時) (2) 関西広域連合からP & Gへ救援物資の供給要請(災害時) (3) 救援物資の備蓄、活用等についての情報交換 (4) 対象物資乳幼児用紙おむつ、生理用品等
平成25年3月27日	船舶による災害時の輸送等に関する協定	参加団体：関西広域連合  近畿旅客船協会 神戸旅客船協会	(1) 旅客船協会及び同協会員は、災害時において、連合構成団体からの要請に基づき、船舶による輸送等の業務に協力 ① 被災者(滞留者を含む)の輸送 ② 災害救助に必要な物資等の輸送 ③ 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送 ④ その他船舶による支援 (2) 旅客船協会は、連合構成団体からの要請に、可能な限り協会員が応ずるよう必要な調整を実施 (3) 広域連合は、複数の構成団体の同時被災等により協力要請の集中が予想される場合に構成団体間の協力要請の調整を実施
平成25年3月29日	復興まちづくりの支援に関する協定	参加団体：関西広域連合  阪神・淡路まちづくり支援機構	(1) 関西広域連合の構成団体は、阪神・淡路まちづくり支援機構に対し、次の事項について、専門家の派遣を要請することができる(費用は要請側が負担)。 ① 専門相談の実施 ② 市町村及び地域の復興まちづくり推進組織等への参画 ③ その他復興に向けた

			<p>まちづくり事業</p> <p>(2) 関西広域連合及び阪神・淡路まちづくり支援機構は、平常時から情報交換や訓練の実施等、連携強化に努める。</p>
平成25年8月29日	危機発生時の支援協力に関する協定	<p>参加団体：関西広域連合</p> <p>関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会</p>	<p>(1) 被災者のクラブハウスへの収容</p> <p>(2) 飲料水、食事場所の提供</p> <p>(3) 浴場の提供</p> <p>(4) 臨時ヘリポートの設置</p> <p>(5) 緊急車両の駐車</p>
平成26年3月6日	関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	<p>参加団体：関西広域連合</p> <p>九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）</p>	<p>大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織が応援を実施</p> <p>(1) 職員の派遣</p> <p>(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供</p> <p>(3) 資機材の提供</p> <p>(4) 避難者及び傷病者の受入れ</p> <p>(5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保</p> <p>(6) 医療支援</p> <p>(7) その他被災した構成都府県市が要請した措置</p>